

令和7年度  
法務省委託調査

## 小学校における法教育の実践状況に関する調査

### 調査研究報告書

令和7年11月  
株式会社浜銀総合研究所



「小学校における法教育の実践状況に関する調査」  
調査研究報告書

目 次

第1章 調査概要	1
1. 調査目的	1
2. 調査内容	1
3. 調査の対象・方法	2
4. 調査時期	2
5. 回答状況	2
(1) 全体・学校設置者別の回答状況	2
(2) 都道府県別の回答状況	3
(3) 回答学校の教員数による分布	4
(4) 回答学校が所在する市区町村の人口による分布	4
6. 集計・分析の方法	5
第2章 集計・分析結果	6
1. 法教育の実施状況	6
(1) 法教育に関する授業の実施の有無・実施の程度	6
(2) 法教育に関する授業の実施の概況	7
①学年	7
②教科等	7
③テーマ	8
2. 法教育教材の使用状況等	9
(1) 利用の有無・認知の状況	9
(2) 利用の有無・認知の状況に関するクロス集計	10
①教員数別の状況	10
②人口規模別の状況	10
(3) 利用したことがある教材の種類・題材	11
(4) 法務省（法教育推進協議会）作成の法教育教材を利用していない理由	13

（5）あるとよいと思う教材等の媒体（形式） .....	15
（6）あるとよいと思う教材等の媒体（形式）に関するクロス集計 .....	19
（7）あるとよいと思う教材等のテーマ・題材等 .....	20
3. 法律専門家や関係機関との連携状況等について .....	22
（1）外部人材と連携した授業の実施の有無 .....	22
（2）法律専門家や関係機関と連携した法教育に関する授業の実施の概況 .....	23
①連携先 .....	23
②テーマ .....	25
（3）外部人材と連携した法教育に関する授業を実施していない理由 .....	27
4. 法教育に関する課題や意見・要望等 .....	29
（1）法教育を実施するに当たっての課題 .....	29
（2）法教育を実施するに当たっての課題に関するクロス集計 .....	31
①法教育に関する授業の実施状況別 .....	31
②法教育教材の利用の有無別 .....	32
（3）法教育の取組や教材に対する意見・要望等 .....	33
<b>第3章　まとめと考察 .....</b>	<b>40</b>
1. 調査結果のまとめ .....	40
（1）法教育に関する授業の実施状況 .....	40
（2）法教育教材の利用状況等 .....	40
（3）法律専門家や関係機関との連携状況等 .....	40
（4）法教育を実施するに当たっての課題や意見・要望等 .....	41
2. 今後の方策等に関する考察 .....	41
<b>参考資料 .....</b>	<b>43</b>
1. 調査票 .....	43
2. 集計表 .....	52

# 第1章 調査概要

## 1. 調査目的

法務省では、法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育である法教育の普及・推進に関する取組を行っている。

小学校においては平成23年以降、学習指導要領に「社会生活を営む上で大切な法や決まり」など法教育に関する内容が盛り込まれ、令和2年度から全面実施されている学習指導要領においても「生きる力」の育成が強く打ち出されているなど、法を主体的に利用する力を養う教育の必要性は高まっている。

そこで、今般、法務省において、小学校における法教育の実践状況を把握し、学校現場における法教育の取組を更に支援するための施策の在り方を検討することを目的として、調査研究を実施した。

## 2. 調査内容

調査は、法教育授業の実践状況など、次の内容について尋ねた（調査対象校に配布した調査票は、本報告書巻末に参考資料として添付した。）。

### 第1 学校に関すること

所在地（都道府県、市区町村）、設置主体、教員数、学校名、回答者の氏名・役職、回答者の連絡先（電話番号・メールアドレス）

### 第2 法教育授業の実践状況について

【問1】 令和6年度における法教育に関する授業の実施状況

（実施した「学年」、「教科等」、扱った「テーマ」）

### 第3 法教育教材の使用状況について

【問2】 法教育教材の利用の有無

【問3】 利用したことがある法教育教材・題材

【問4】 法教育教材を利用していない理由

### 第4 法教育教材の媒体・題材等について

【問5】 法教育に関する学習指導を行うに当たり、あるとよいと思う教材等の媒体（形式）

【問6】 法教育に関する学習指導を行うに当たり、あるとよいと思う教材等のテーマ・題材等

### 第5 法律専門家や関係機関との連携状況等について

【問7】 外部人材と連携した法教育授業の実施状況（「連携先」、扱った「テーマ」）

【問8】 外部人材と連携した法教育授業を実施しなかった理由

### 第6 課題認識・意見等について

【問9】 法教育を実施するに当たっての課題

【問10】 法教育の取組や教材に対する御意見・御要望等

### 3. 調査の対象・方法

調査は、全国の小学校及び義務教育学校のうち、1,000校を抽出して実施した<sup>1</sup>。

調査実施に当たっては、事前に、法務省及び文部科学省から各都道府県教育委員会等に対して調査に関する事務連絡を発出したほか、各学校及び教育委員会等の負担軽減のため、調査票等<sup>2</sup>は委託業者（株式会社浜銀研究所。以下「法務省委託業者」という。）から調査対象校に対して直接送付し、調査回答は、WEB回答フォームにより各学校が法務省委託業者に直接回答する方法とした<sup>3</sup>。

### 4. 調査時期

WEB回答フォームの回答受付期間は次のとおり。

令和7年7月24日（木）～令和7年9月12日（金）

### 5. 回答状況

#### （1）全体・学校設置者別の回答状況

全体、並びに学校設置者別（国立・公立・私立）の回答状況は、次のとおりである。

全体の回答率は54.1%<sup>4</sup>であった。

図表1-1 調査の回答状況

	全体	国立	公立	私立
調査対象校数	1,000	4	983	13
回答数	541	3	530	8
回答率	54.1%	75.0%	53.9%	61.5%

<sup>1</sup> 文部科学省による「学校コード」（令和7年5月1日時点（暫定版））のリストに掲載の小学校及び義務教育学校（総数18,868校）から、都道府県別と学校設置者別の抽出率が概ね均一になるように各層に抽出数を割り当て、層別にリストから無作為抽出を行った（層化抽出法）。

<sup>2</sup> 依頼状、回答方法説明書、調査項目一覧、法務省・文部科学省連名の事務連絡（写し）に加え、法教育リーフレットを同封して各調査対象校に郵送した。

<sup>3</sup> 学校等からの問合せは、法務省委託業者において対応した。

<sup>4</sup> 対象として抽出した1,000校のうち、閉校・廃校となっており、調査票を送付することができなかった学校があった（9校）。これらを除いた場合の回答率は、54.6%である。

## (2) 都道府県別の回答状況

都道府県別の回答状況は、次のとおりである。

図表1-2 都道府県別の回答状況

都道府県	調査対象 校数	回答数	回答率 (%)
北海道	50	35	70.0%
青森県	13	5	38.5%
岩手県	14	8	57.1%
宮城県	19	15	78.9%
秋田県	9	5	55.6%
山形県	12	4	33.3%
福島県	20	11	55.0%
茨城県	23	14	60.9%
栃木県	18	13	72.2%
群馬県	16	10	62.5%
埼玉県	43	25	58.1%
千葉県	40	24	60.0%
東京都	70	34	48.6%
神奈川県	47	17	36.2%
新潟県	23	10	43.5%
富山県	9	4	44.4%
石川県	11	10	90.9%
福井県	10	4	40.0%
山梨県	9	6	66.7%
長野県	19	5	26.3%
岐阜県	18	11	61.1%
静岡県	26	13	50.0%
愛知県	51	34	66.7%
三重県	19	17	89.5%

回答数	調査対象 校数	回答数	回答率 (%)
滋賀県	12	6	50.0%
京都府	19	9	47.4%
大阪府	52	16	30.8%
兵庫県	39	19	48.7%
奈良県	10	3	30.0%
和歌山県	13	8	61.5%
鳥取県	6	2	33.3%
島根県	10	3	30.0%
岡山県	20	12	60.0%
広島県	24	14	58.3%
山口県	16	5	31.3%
徳島県	10	8	80.0%
香川県	8	7	87.5%
愛媛県	15	7	46.7%
高知県	12	4	33.3%
福岡県	38	31	81.6%
佐賀県	8	4	50.0%
長崎県	17	10	58.8%
熊本県	17	8	47.1%
大分県	14	9	64.3%
宮崎県	12	5	41.7%
鹿児島県	25	15	60.0%
沖縄県	14	2	14.3%

### (3) 回答学校の教員数による分布

回答学校の教員数（非常勤を除く。）による分布は、次のとおりである<sup>5</sup>。

図表1－3 回答学校の教員数分布

	10人以下	11人～20人	21人～30人	31人以上	不明	合計
学校数	59	199	162	117	4	541
割合	10.9%	36.8%	29.9%	21.6%	0.7%	100.0%

### (4) 回答学校が所在する市区町村の人口による分布

今回の調査の調査票において所在地（都道府県・市区町村）を尋ねており、特に市区町村について得られた回答をもとに、各学校について市区町村人口の情報を紐づけた。なお、人口の情報については、総務省統計局e-Sstatで公開されている「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」から、全国の市区町村の令和7年1月1日時点の情報を使用した。

回答学校が所在する市区町村の人口による分布は、次のとおりである。

図表1－4 回答学校が所在する市区町村の人口分布

	5万人未満	5万人以上30万人未満	30万人以上	合計
学校数	176	196	169	541
割合	32.5%	36.2%	31.2%	100.0%

<sup>5</sup> 教員数に関して非常に多くの人数が回答されており、正確な情報ではないと思われた学校の回答については「不明」として扱った。

## 6. 集計・分析の方法

本報告書では、第2章において、調査で得られた回答の内容について、集計・分析の結果を示した。第3章では、第2章で把握されたことを再整理した上で、学校現場における法教育の取組を更に支援するための施策の在り方等、今後の方策等について考察を行った。

第2章では、本調査で実施した全ての調査項目について単純集計により全国的な状況を把握した上で、一部の調査項目については、クロス集計による結果を示した。

また、集計結果の一部については、法務省が平成24年度及び令和元年度に実施した「小学校における法教育の実践状況に関する調査研究」(以下、それぞれを「平成24年度調査」、「令和元年度調査」という。また、総称として「過年度調査」という<sup>6</sup>。)の結果と対比させ、状況の違い等についても考察した。

本報告書における集計の方法や結果の見方等に関しては、以下を参照すること。

- ・各調査項目の集計対象件数（分母の数）は、図表中に「n=○○」と示した。なお、集計結果については、各調査項目に対する回答の件数を分子として分母に対する割合を算出し、その大小により解釈を行っている。割合を算出するに当たっての分母が集計対象全体（n=541）ではない場合には、分母に関する情報を注釈等にて示した。
- ・集計結果の割合（%）は、小数点第2位を四捨五入した上で表示しているため、内訳の合計が100%にならない場合がある。
- ・調査項目は、「選択肢から一つを選択するもの」、「選択肢から該当する項目を全て選択するもの」、「自由記述により回答するもの」の3種類がある。
- ・「選択肢から一つを選択するもの」については、積み上げると100%になる横棒グラフにて結果を示した。
- ・「選択肢から該当する項目を全て選択するもの」については、各項目に対する回答割合を示す横棒グラフにて結果を示した。（積み上げると100%超える形式のグラフで示した。）
- ・「自由記述により回答するもの」については、回答内容をいくつかの観点から分類・整理し、分類別の件数を示した。

<sup>6</sup> 過年度調査の詳細については、法務省ホームページ内の「学校現場における法教育の実践状況に関する調査研究について」([http://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/gakkou\\_tyousa.html](http://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/gakkou_tyousa.html))を参照。

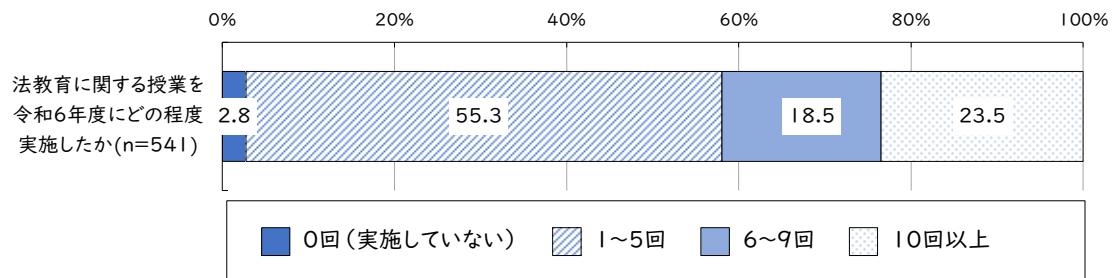
## 第2章 集計・分析結果

### 1. 法教育の実施状況

#### (1) 法教育に関する授業の実施の有無・実施の程度

令和6年度における法教育に関する授業の実施状況について、「0回(実施していない)」との回答割合は2.8%であった。「1~5回」が55.3%と半数以上となっている<sup>7</sup>。

図表2-1-1-1 法教育に関する授業の実施の有無・実施の程度【問1】



《読み取れること・ポイント》

★ 令和6年度において、ほとんどの小学校が1回以上、法教育に関する授業を実施している。

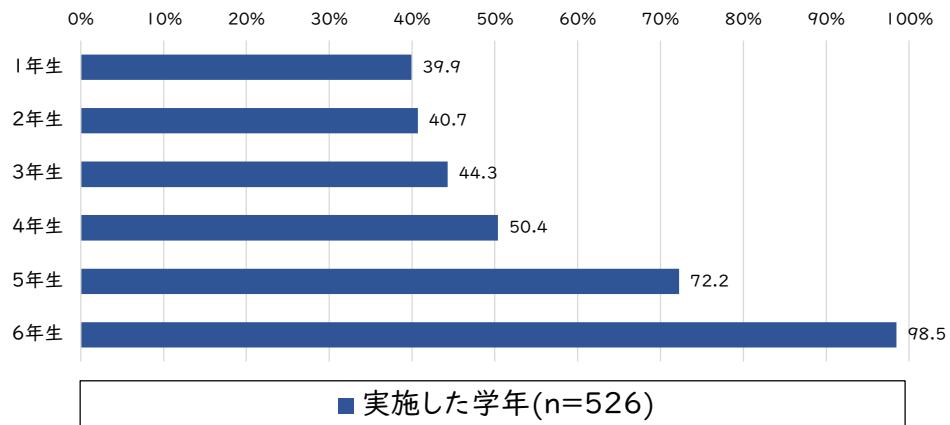
<sup>7</sup> 実施状況について、学年別・教科等の別を単位とした実施回数を回答いただいた。例として、「6年生の社会科の授業と5年生の家庭科の授業で実施した」場合は2回、「6年生の社会科の授業で複数回関連する内容を扱った」場合は1回、「6年生の社会科の授業と家庭科の授業、特別の教科道徳の授業のそれぞれで実施した」場合は3回、「全学年の児童を対象に、特別活動で法教育に関する内容を扱った」場合は6回と考えていただくように示した上で調査を実施した。

## (2) 法教育に関する授業の実施の概況

### ①学年

法教育に関する授業を実施した「学年」については、「6年生」が98.5%となっており、学年が上がるにつれて割合は高くなっている<sup>8</sup>。

図表2-1-2-1 法教育に関する授業の実施の状況（学年）【問1】



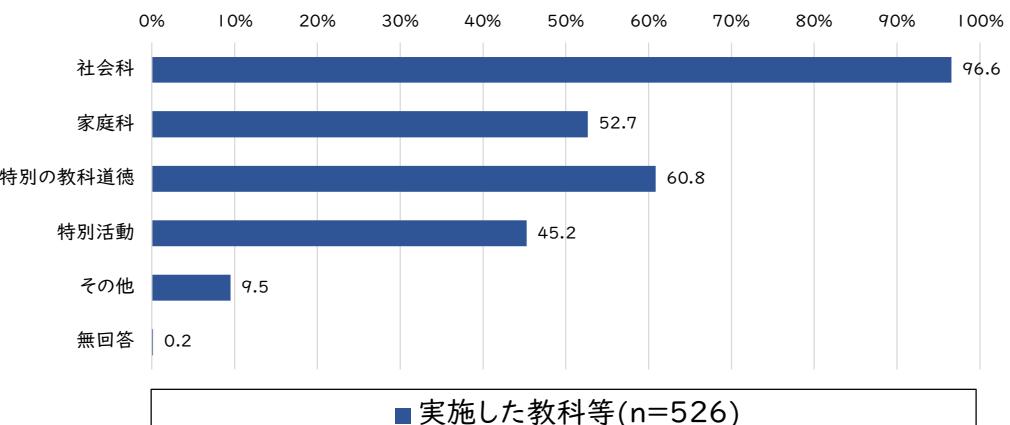
※令和6年度に法教育に関する授業を実施した学校を分母とした集計

### ②教科等

法教育に関する授業を実施した「教科等」については、「社会科」が96.6%となっている。次いで「特別の教科道徳」が60.8%、「家庭科」が52.7%、「特別活動」が45.2%となっている。

「その他」については49件の回答があり、その内容として、「総合的な学習の時間（「総合的な学習」等の回答を含む）」との回答が多かった。このほか、「安全教室等（セーフティ教室、非行防止等の回答を含む）」や「情報モラル教室等（ネットトラブル、スマホケータイ教室等の回答を含む）」などの回答があった。

図表2-1-2-2 法教育に関する授業の実施の状況（教科等）【問1】



※令和6年度に法教育に関する授業を実施した学校を分母とした集計

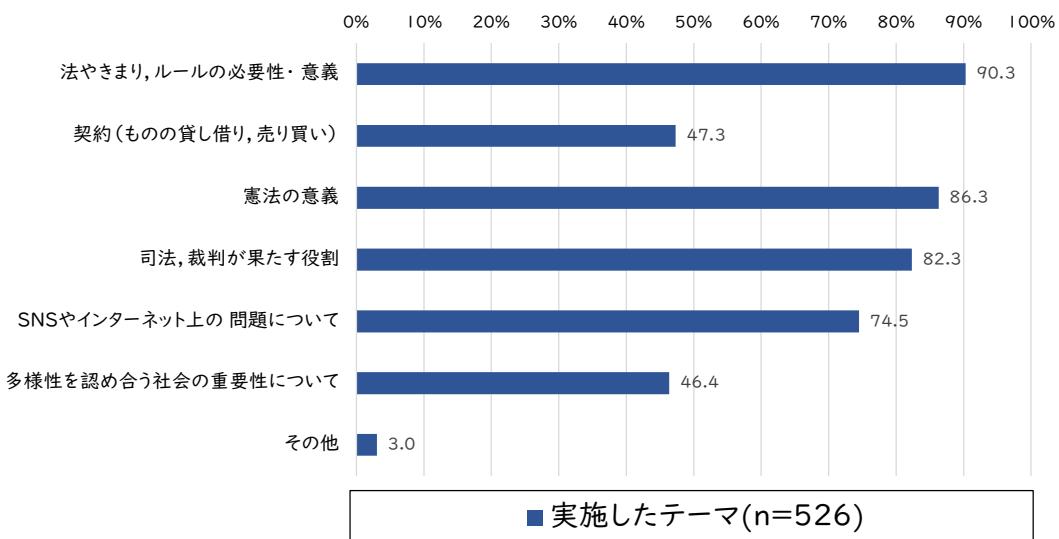
<sup>8</sup> 令和6年度に法教育に関する授業を実施した学校を分母として集計を行っている。「教科等」、「テーマ」に関する集計・分析も同様である。

## ③テーマ

法教育に関する授業を実施した「テーマ」については、「法やきまり、ルールの必要性・意義」が90.3%、「憲法の意義」が86.3%、「司法、裁判が果たす役割」が82.3%となっている。

「その他」については16件の回答があり、その内容として、「税に関する教育（租税教室、納税、税金について等の回答を含む）」との回答が多かった。このほか、「人権・いじめに関する授業」などの回答があった。

図表2-1-2-3 法教育に関する授業の実施の状況（テーマ）【問1】



※令和6年度に法教育に関する授業を実施した学校を分母とした集計

## 《読み取れること・ポイント》

- ★ 法教育に関する授業は、「6年生」を対象に実施されることが多く、低学年の児童を対象に実施している学校の割合は、法教育に関する授業を実施している学校のうち約4割となっている。
- ★ 教科等に関しては「社会科」において、テーマに関しては「法やきまり、ルールの必要性・意義」について実施している学校の割合が高くなっている。

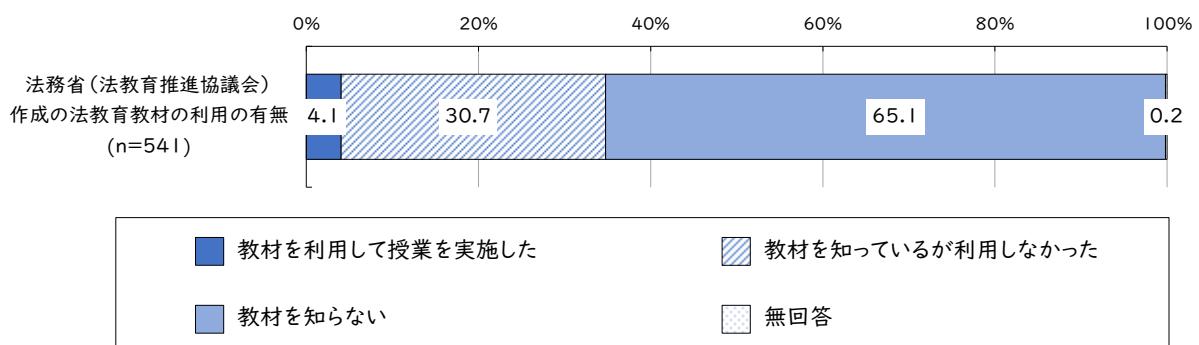
## 2. 法教育教材の使用状況等

### (1) 利用の有無・認知の状況

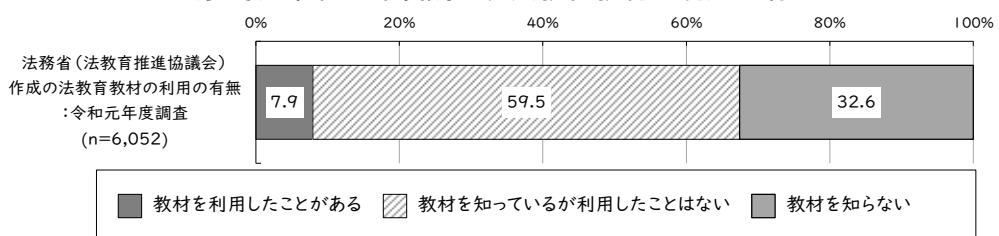
法務省（法教育推進協議会）作成の法教育教材の利用について、「教材を利用して授業を実施した」との回答割合は4.1%であった。また、「教材を知っているが利用しなかった」との回答割合は30.7%、「教材を知らない」との回答割合は65.1%であった。

過年度調査の結果と対比すると<sup>9</sup>、法教育教材が利用されている学校の割合及び「教材を知っている」との回答割合は減少している。

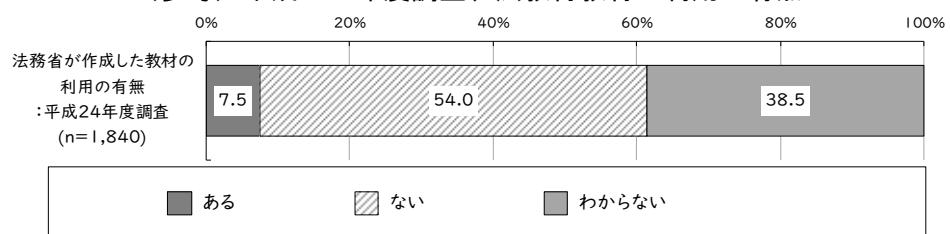
図表2-2-1-1 法教育教材の利用の有無【問2】



図表2-2-1-2 (参考) 令和元年度調査、法教育教材の利用の有無



図表2-2-1-3 (参考) 平成24年度調査、法教育教材の利用の有無



#### 《読み取れること・ポイント》

- ★ 法教育教材を利用したことがある学校の割合は約5%となっている。
- ★ 約35%の学校は法教育教材のことを知っている状況にあるが、過年度調査と比べて、この割合は減少している。

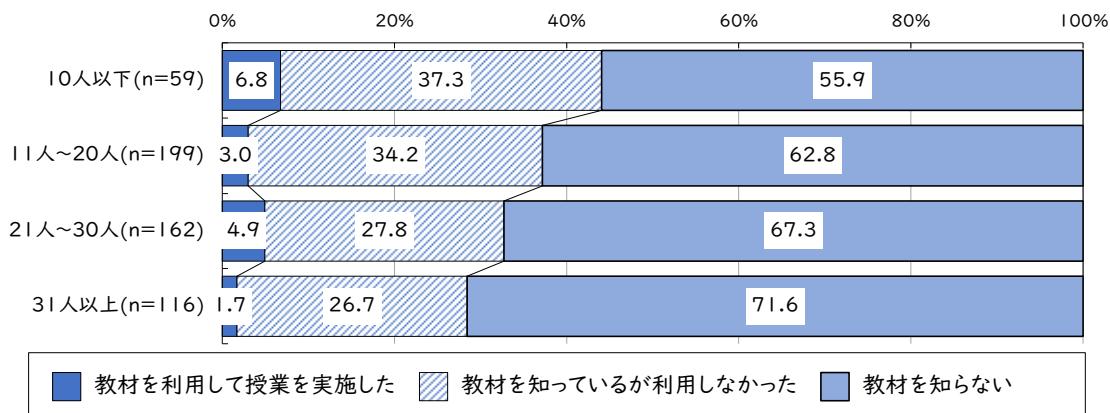
<sup>9</sup> 設問文や選択肢のワーディングが調査年によって異なることから、本調査結果と厳密な比較はできない点には留意が必要である。なお、平成24年度調査に関し掲載している結果は、未記入71件を除く、有効回答1,840件について集計を行ったものである。

## (2) 利用の有無・認知の状況に関するクロス集計

### ①教員数別の状況

法務省（法教育推進協議会）作成の法教育教材の利用について、教員数別に集計すると<sup>10</sup>、教員数の多い学校の方が「教材を知らない」の回答割合は高い傾向となっている<sup>11</sup>。

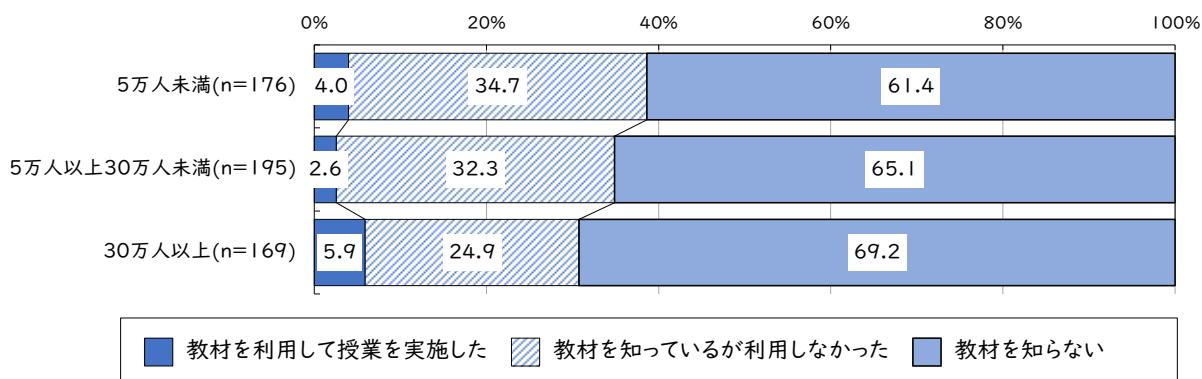
図表2-2-2-1 教員数別、法教育教材の利用の有無【問2】



### ②人口規模別の状況

法務省（法教育推進協議会）作成の法教育教材の利用について、人口規模別に集計すると<sup>12</sup>、人口数が多い自治体に所在する学校の方が「教材を知らない」の回答割合が高い傾向となっている。

図表2-2-2-2 人口規模別、法教育教材の利用の有無【問2】



### 《読み取れること・ポイント》

★ 法教育教材を「知らない」と回答した割合は、教員数が多い学校や人口規模が大きい学校の方が高い傾向となっており、周知の状況や利用の状況等に差異があることがうかがえる。

<sup>10</sup> クロス集計に当たり、教員数が「不明」の学校、及び法教育教材の利用の有無について「無回答」の学校は除いて集計を行った。

<sup>11</sup> 令和元年度調査でも同様の結果が得られている。

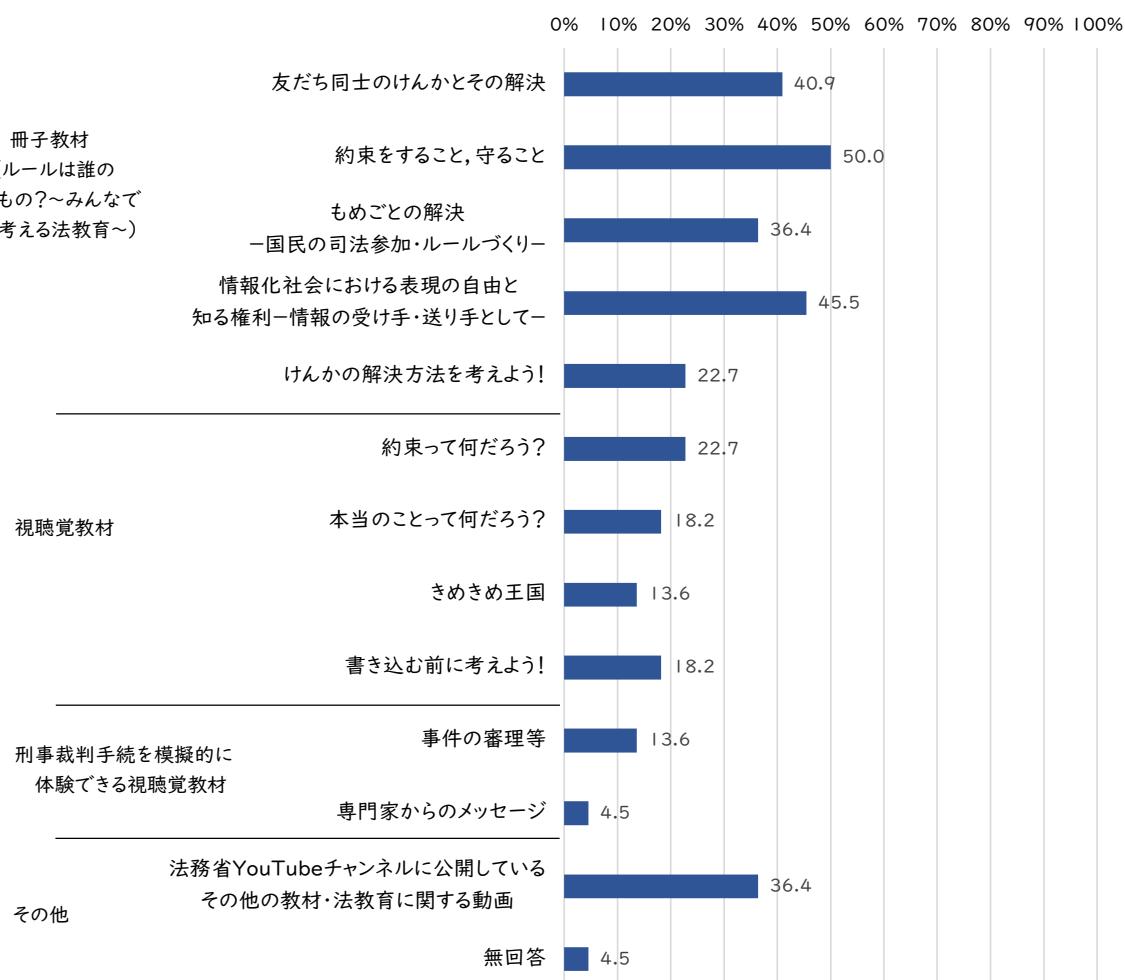
<sup>12</sup> クロス集計に当たり、法教育教材の利用の有無について「無回答」の学校は除いて集計を行った。

### (3) 利用したことがある教材の種類・題材

法務省（法教育推進協議会）作成の法教育教材について、利用した教材・題材としては、冊子教材の「約束をすること、守ること」が50.0%と最も高く、次いで冊子教材の「情報化社会における表現の自由と知る権利－情報の受け手・送り手として－」の割合が45.5%となっている<sup>13</sup>。なお、「法務省YouTubeチャンネルに公開しているその他の教材・法教育に関する動画」の割合は36.4%であった。

令和元年度調査の結果と対比すると、利用したと回答された割合が高い教材・題材はほぼ同様の結果であるが、「視聴覚教材」については全体的に割合が減少傾向にある。

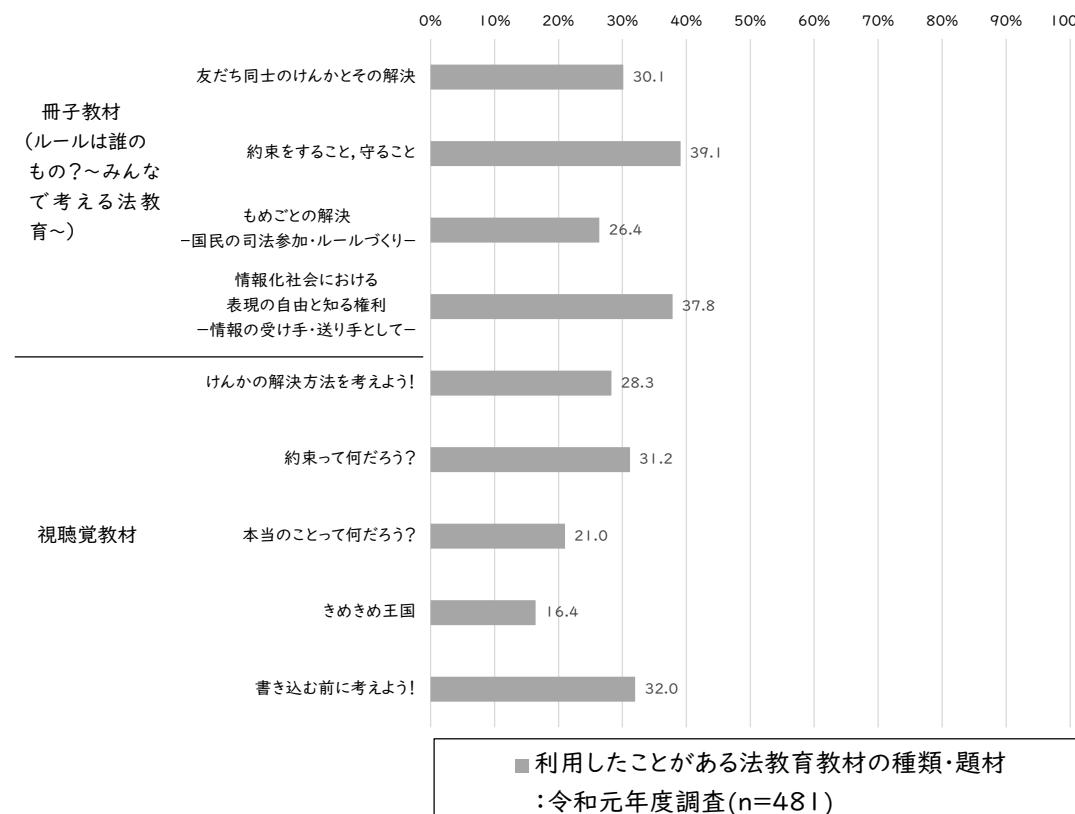
図表2-2-3-1 利用した法教育教材の種類・題材【問3】



※「教材を利用して授業を実施した」と回答した学校数を分母とした集計

<sup>13</sup> 法務省（法教育推進協議会）作成の法教育教材について、「教材を利用したことがある」と回答した学校を分母として集計を行っている。集計対象の学校数が22件と少ないことについては留意が必要である。

図表2-2-3-2 (参考) 令和元年度調査、利用したことがある法教育教材の種類・題材



※「教材を利用したことがある」と回答した学校数を分母とした集計

### 《読み取れること・ポイント》

- ★ 教材の種類・題材については、冊子教材の「約束をすること、守ること」と「情報化社会における表現の自由と知る権利－情報の受け手・送り手として－」の利用割合が比較的高く、この傾向は過年度と同様となっている。
- ★ 「法務省Youtuibeチャンネルに公開しているその他の教材・法教育に関する動画」を利用したことがある学校の割合は、法教育教材を利用した学校のうち4割弱となっている。

#### (4) 法務省（法教育推進協議会）作成の法教育教材を利用していない理由

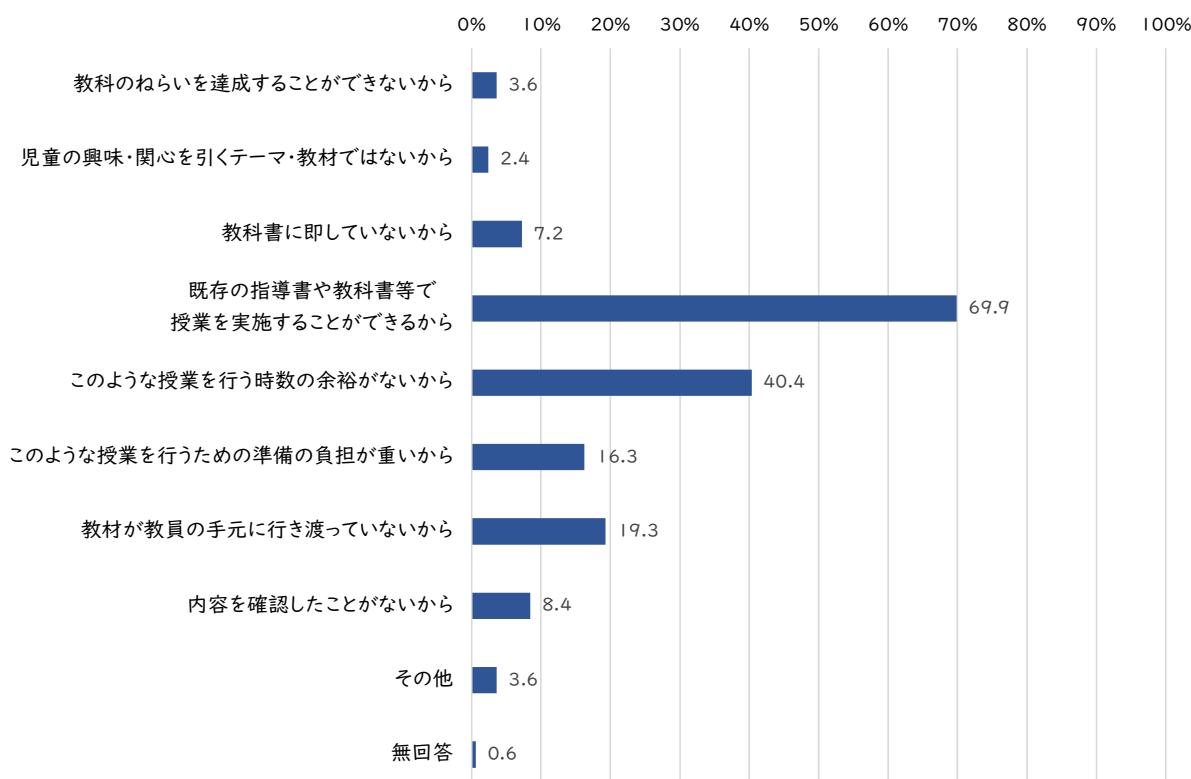
法務省（法教育推進協議会）作成の法教育教材について、「教材を知っているが利用しなかつた」と回答した場合の理由としては、「既存の指導書や教科書等で授業を実施することができるから」との回答割合が69.9%と最も高く、次いで「このような授業を行う時数の余裕がないから」が40.4%となっている。

令和元年度調査の結果と対比すると、「既存の指導書や教科書等で授業を実施することができるから」の回答割合が増加し、「このような授業を行う時数の余裕がないから」の回答割合は減少している。

なお、「その他」については6件の回答があり、その内容としては、「他の教材等で対応しているから」や「外部人材との連携により授業を実施しているから」などの回答があった。

図表2-2-4-1 法務省（法教育推進協議会）作成の法教育教材を利用しなかった理由

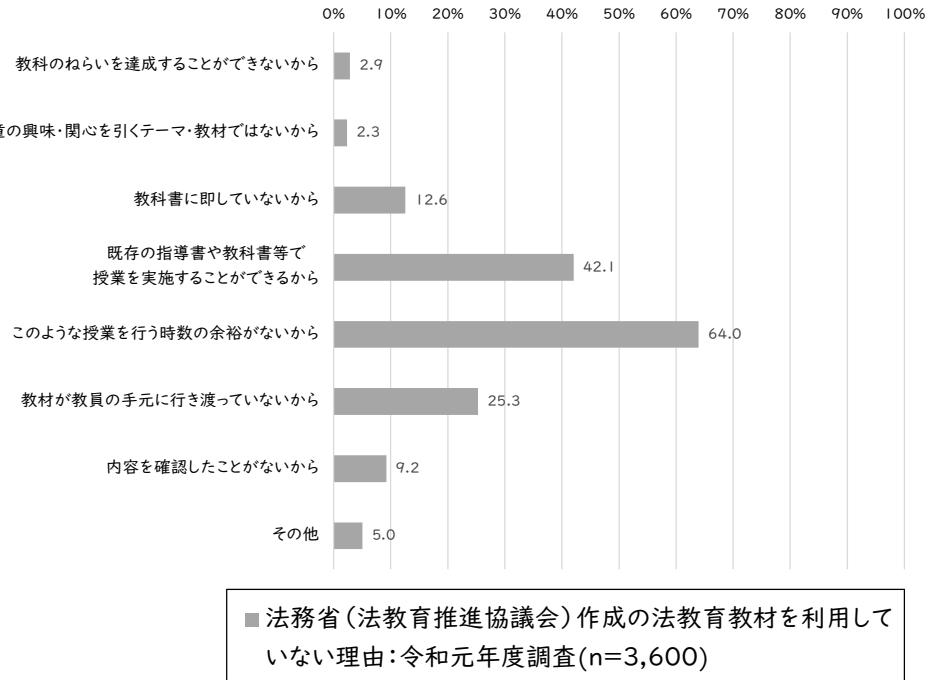
##### 【問4】



■法務省（法教育推進協議会）作成の法教育教材を利用していない理由(n=166)

※「教材を知っているが利用しなかった」と回答した学校数を分母とした集計

図表2-2-4-2 (参考) 令和元年度調査、法務省(法教育推進協議会)作成の法教育教材を利用していない理由



※「教材を知っているが利用したことない」と回答した学校数を分母とした集計

### 《読み取れること・ポイント》

- ★ 法務省(法教育推進協議会)作成の法教育教材を知っているが利用しなかった理由としては「既存の指導書や教科書等で授業を実施することができるから」が約7割と最も高くなっている。
- ★ この回答割合は令和元年度調査と比べて増加している。

### (5) あるとよいと思う教材等の媒体（形式）

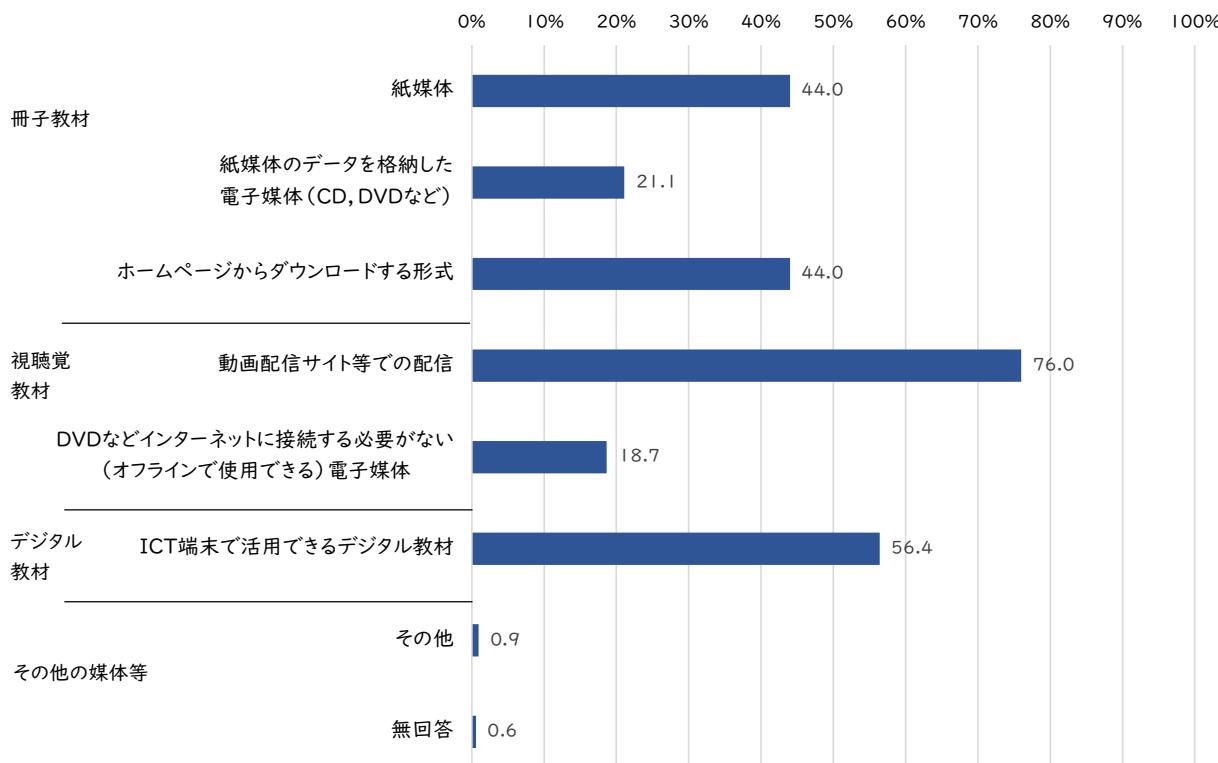
法教育に関する学習指導を行うに当たり、あるとよいと思う教材等の媒体（形式）については、視聴覚教材で「動画配信サイト等での配信」の回答割合が76.0%と最も高く、次いで「ICT端末で活用できるデジタル教材」が56.4%となっている。

令和元年度調査の結果と対比すると、「DVDなどインターネットに接続する必要がない（オフラインで使用できる）電子媒体」や「紙媒体のデータを格納した電子媒体（CD, DVDなど）」の回答割合が大幅に減少し、「動画配信サイト等での配信」の回答割合は増加している。

なお、「その他」については5件の回答があり、その内容としては、「どの教員も実施できるようにする指導案や指導のシナリオ」や「気軽に取り組め、ひと目で分かる教材の案内」などの回答があった。

また、「ICT端末で活用できるデジタル教材」を回答した場合に、どのような教材を希望するかを自由記述形式で具体的に尋ねたところ、255件の回答があり、その内容としては、「クイズ・ゲーム・ストーリー選択型の教材」や「端末に合った教材」、「個別学習、個々のペースで取り組める教材」に関する回答が多かった<sup>14</sup>。これらの回答内容の一部を、図表2-2-5-4として掲載した<sup>15</sup>。

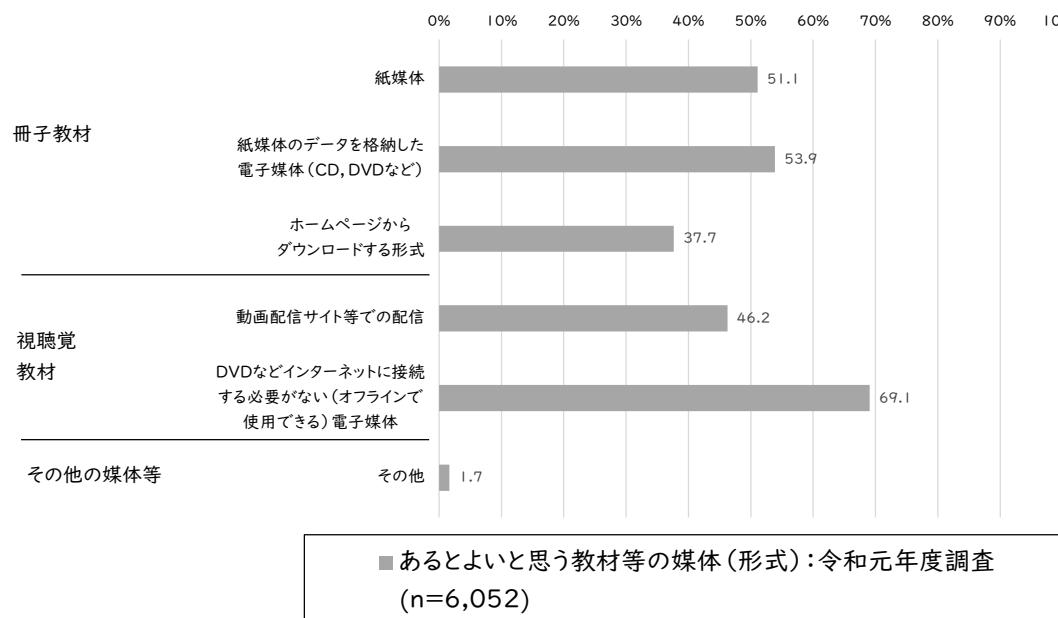
図表2-2-5-1 あるとよいと思う教材等の媒体（形式）【問5】



<sup>14</sup> 複数の分類にまたがる回答内容については、それぞれに件数をカウントしている。

<sup>15</sup> 回答があった内容の全てを掲載しているわけではない。

図表2-2-5-2 (参考) 令和元年度調査、あるとよいと思う教材等の媒体(形式)



図表2-2-5-3 あるとよいと思う教材等の媒体(形式)の「ICT端末で活用できるデジタル教材」の具体的内容(希望する教材のイメージ)【問5】

分類	件数
クイズ・ゲーム・ストーリー選択型の教材	95
端末に合った教材	63
個別学習、個々のペースで取り組める教材	61
動画・アニメーション教材	51
特定のテーマ・内容を扱う教材	39
話し合いや協働により学べる教材	18
教科書の内容に即した教材	13
発達段階や理解の段階に応じた教材	9
指導者用の教材	3
合計	255件

※複数の分類にまたがる回答内容については、それぞれに件数をカウントしている

※「合計」の件数はあるとよいと思う教材等の媒体(形式)として「ICT端末で活用できるデジタル教材」を選択し、どのような教材を希望するかを自由記述形式で回答した学校数である

図表2-2-5-4 あるとよいと思う教材等の媒体(形式)の「ICT端末で活用できるデジタル教材」の具体的内容(希望する教材のイメージ)の回答例【問5】

分類	回答の内容
クイズ・ゲーム・ストーリー選択型の教材	<p>複数の選択肢があり、選択によって場面が変わっていく多終焉型の教材。</p> <p>単なる知識の詰め込みではなく、アニメやストーリー、クイズ形式などで、「どう思う?」「あなたならどうする?」という問いかけができる教材。</p> <p>紙媒体やDVDの内容が網羅されているもの。ゲーム感覚で学べるもの。</p> <p>受動的に視聴するだけでなく、クイズに参加するなど能動的な活動が含まれるもの。</p> <p>クイズ等を交えた楽しい学習動画を視聴し、学習後チェックテストができるような教材。</p> <p>児童がそれぞれの端末でアクセスし、ゲーム感覚で取り組むことができるような教材。</p> <p>○×クイズ形式で法に則した行動(買い物、迷惑行為)を学ぶことができるような内容のもので、一斉ではなく、個人で進めることができるものがあるとよいと思う。</p>
端末に合った教材	<p>Googleスライド形式の教材</p> <p>ロイロノートをよく利用しているので、活用できるコンテンツがあるとよい。</p> <p>児童のタブレット端末に配信して視聴できるような教材</p> <p>PowerPoint等で作成された教材</p> <p>スライド形式で使えるものや、デジタル教科書のような使用感のものがあると便利です。</p>
個別学習、個々のペースで取り組める教材	<p>一斉授業ではなく、各自が興味に合わせて進めることができる内容。</p> <p>紙媒体をデジタルにしたもの。児童用で、興味があるものをクリックすると自分で見ることができるもの。</p> <p>児童のタブレットで問題を見て、考え、答えを自分で確認できるようになるようなもの。</p> <p>子どもたち一人一人が興味をもって自分で取り組めるようなもの。</p> <p>一人一人がICT端末を利用して主体的に学べるワーク形式のようなデジタル教材があるとよいと考えます。</p>

図表2-2-5-4 あるとよいと思う教材等の媒体(形式)の「ICT端末で活用できるデジタル教材」の具体的な内容(希望する教材のイメージ)の回答例(続き)【問5】

動画・アニメーション教材	<p>アニメで、低学年でも分かりやすいもの。いつでも好きな時に見られるもの。</p> <p>学習用端末で視聴できるデジタル配信の動画。</p> <p>児童が興味をもちやすいようなアニメーション。低学年向けには10分間以内にまとまっているとよい。</p>
特定のテーマ・内容を扱う教材	<p>インターネットを利用する際の、ネット書き込みや投稿についての法律的な問題点。ネットからの買い物や契約に関する注意点など。</p> <p>憲法の成り立ちやその仕組みや政治の働きについて、楽しく学べる教材。</p> <p>小学生にとって身近な場面を取り上げ、法との関連性や大切さ、考え方などを学べる教材。</p>
話し合いや協働により学べる教材	<p>個人作業だけでなく、グループでの対話を通して学習できる素材が好ましいと考える。</p> <p>情報を共有して、自分の考えを相互に伝えあったり、共同してプログラムを開発したりできるようなもの。</p>
教科書の内容に即した教材	<p>教科書に即した形で、それを補足する内容がわかりやすく映像や動画でまとめられているものがあれば、活用しやすい。</p> <p>教科書に準拠した法教育に関わるデジタル教材。</p>
発達段階や理解の段階に応じた教材	<p>法教育に関する内容が児童の発達段階・学年に応じて理解できるコンテンツなどあれば、活用する方もおられると思います。</p> <p>子どもが興味関心をもちやすく、1年～6年のそれぞれに対応した分かりやすい教材を希望します。</p>
指導者用の教材	<p>指導の時、すぐプレゼンテーションできるパワーポイントのようなもの。職員に紹介するためのプレゼン資料。</p>

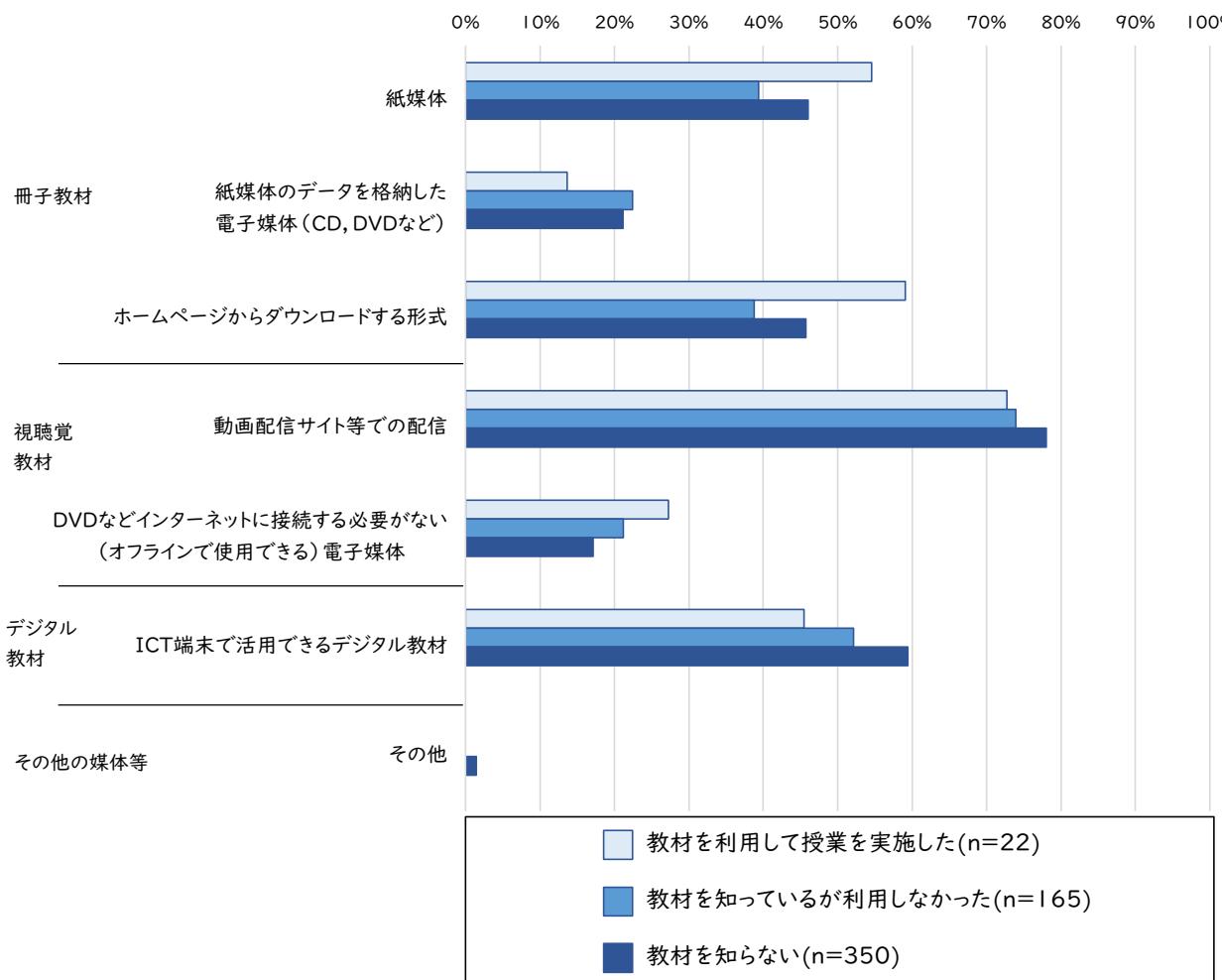
#### 《読み取れること・ポイント》

- ★ あるとよいと思う教材等の媒体(形式)としては、視聴覚教材で「動画配信サイト等での配信」の回答割合が7割以上となっており、令和元年度調査と比べて、ニーズが高くなっていることがわかる。
- ★ また、「ICT端末で活用できるデジタル教材」についても半数以上の学校から回答があった。「クイズ・ゲーム・ストーリー選択型の教材」や「端末に合った教材」、「個別学習、個々のペースで取り組める教材」など、デジタル教材に関して具体的なニーズが把握されている。

## (6) あるとよいと思う教材等の媒体（形式）に関するクロス集計

あるとよいと思う教材等の媒体（形式）について、法教育教材の利用状況別に集計すると<sup>16</sup>、 「教材を利用して授業を実施した」と回答した学校においては、冊子媒体に関して「紙媒体」や「ホームページからダウンロードする形式」の回答割合が比較的高くなっている<sup>17</sup>。 他方で、「教材を知らない」と回答した学校においては、「ICT端末で活用できるデジタル教材」などの回答割合が比較的高くなっている。

図表2-2-6-1 法教育教材の利用状況別、あるとよいと思う教材等の媒体（形式）【問5】



## 《読み取れること・ポイント》

★ 「動画配信サイト等での配信」の回答割合はどの学校群でも高いが、既存の法教育教材を利用したことのある学校では冊子教材に関する回答割合も高い傾向にある。

<sup>16</sup> クロス集計に当たり、法教育教材の利用の有無について「無回答」の学校、及びあるとよいと思う教材等の媒体（形式）について「無回答」の学校は除いて集計を行った。

<sup>17</sup> 「教材を利用して授業を実施した」と回答した学校に関して、集計対象の学校数が22件と少ないことについては留意が必要である。

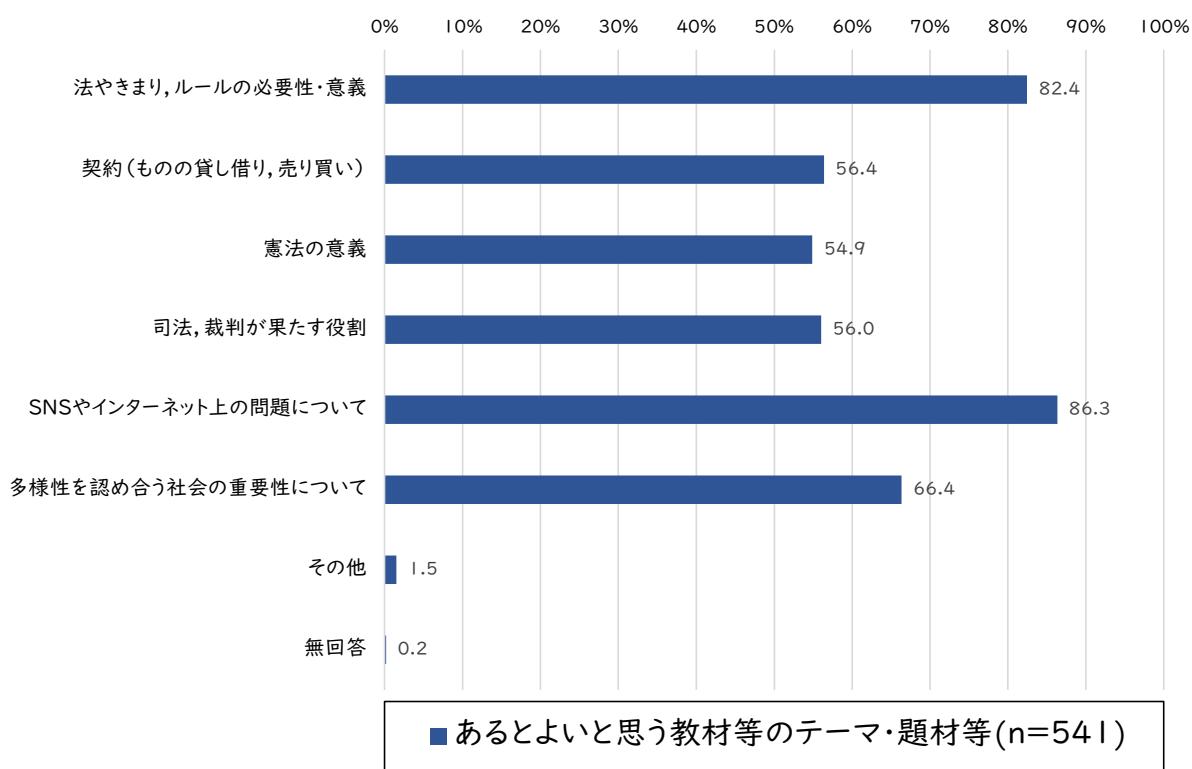
## (7) あるとよいと思う教材等のテーマ・題材等

法教育に関する学習指導を行うに当たり、あるとよいと思う教材等のテーマ・題材等については、「SNSやインターネット上の問題について」の回答割合が86.3%と最も高く、次いで「法やきまり、ルールの必要性・意義」が82.4%となっている。

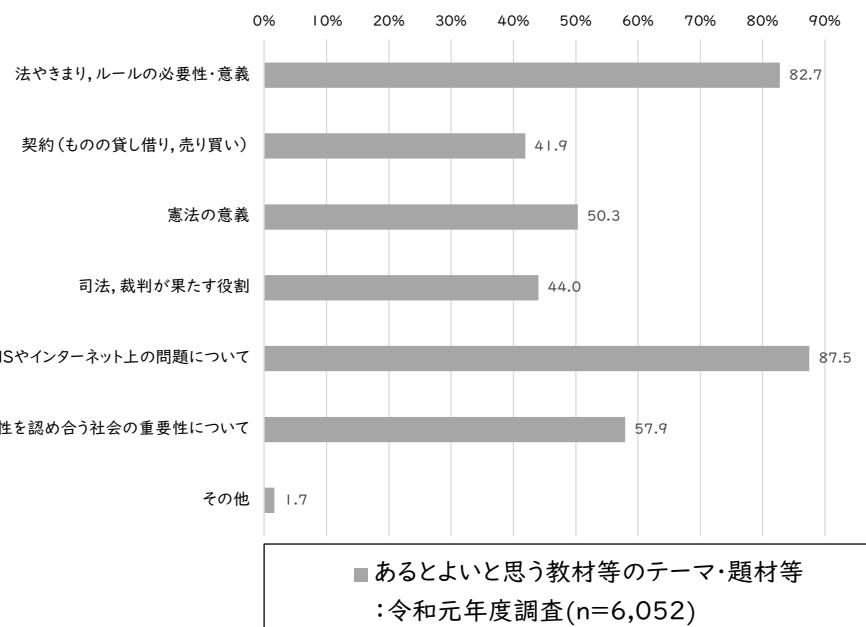
令和元年度調査の結果と対比すると、「SNSやインターネット上の問題について」や「法やきまり、ルールの必要性・意義」に関して回答割合が高いということは同様の結果となっている。

なお、「その他」については8件の回答があり、その内容としては、「人権・いじめ」に関する内容や、「納税・税金」に関する内容などについて回答があった。

図表2-2-7-1 あるとよいと思う教材等のテーマ・題材等【問6】



図表2-2-7-2 (参考) 令和元年度調査、あるとよいと思う教材等のテーマ・題材等



## 《読み取れること・ポイント》

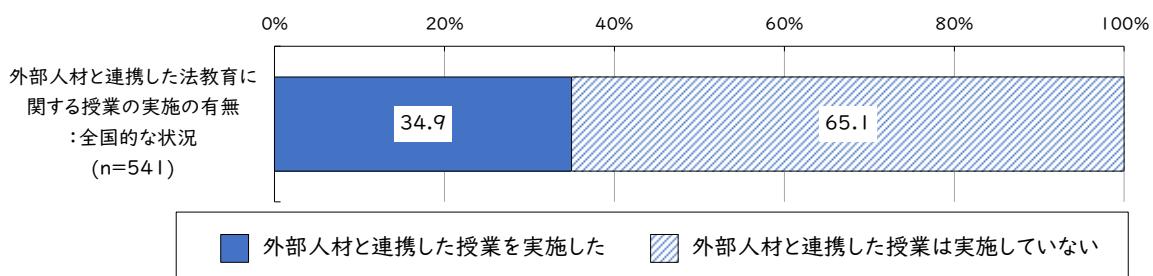
- ★ あるとよいと思う教材等のテーマ・題材等については、「SNSやインターネット上の問題について」や「法やきまり, ルールの必要性・意義」についての回答割合が高い。
- ★ これらは令和元年度調査でも回答割合が高くなっていることから、法教育として小学校で検討されることが多いテーマであることがうかがえる。

### 3. 法律専門家や関係機関との連携状況等について

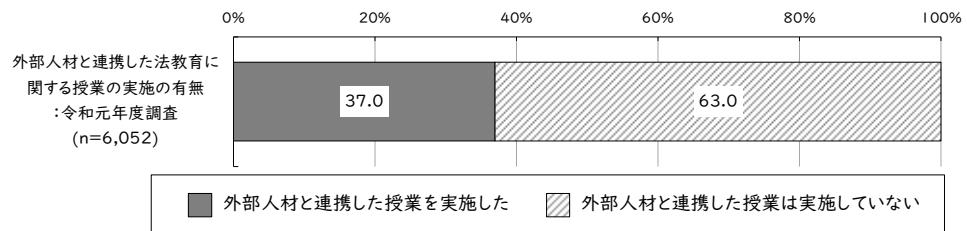
#### (1) 外部人材と連携した授業の実施の有無

令和6年度における法教育に関して、法律家（裁判官、検察官、弁護士、司法書士等）や関係機関（法務省、検察庁、裁判所、弁護士会、司法書士会等）等の外部人材と連携した授業を実施したかについて、「外部人材と連携した授業を実施した」との回答割合は34.9%であった。過年度調査と対比すると<sup>18</sup>、令和元年度調査からは「実施した」の割合が若干低下しているが、ほぼ同程度の回答割合となっている。

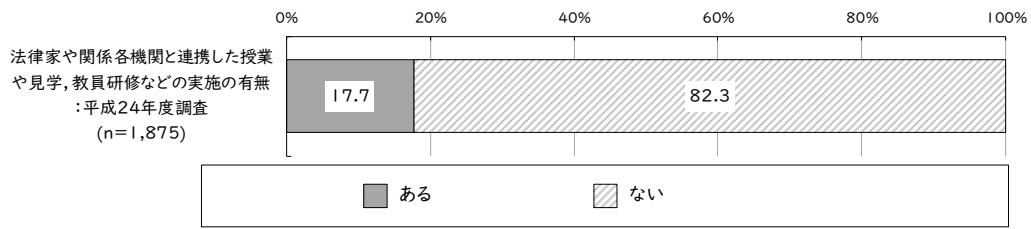
図表2-3-1-1 外部人材と連携した法教育に関する授業の実施の有無【問7】



図表2-3-1-2 (参考) 令和元年度調査、外部人材と連携した法教育に関する授業の実施の有無



図表2-3-1-3 (参考) 平成24年度調査、外部人材との連携の状況



#### 《読み取れること・ポイント》

★ 令和6年度において、外部人材と連携した法教育を実施している学校の割合は若干減少しているが、令和元年度調査とほぼ同程度となっている。

<sup>18</sup> 平成24年度調査では「これまでに教科等の学習指導に関連し、法律家（裁判官、検察官、弁護士など）や関係各機関と連携した授業や見学、教員研修などを行ったことはありますか。」という質問文で調査をしており、本調査結果と厳密な比較はできない点には留意が必要である。なお、平成24年度調査に関し掲載している結果は、未記入36件を除く、有効回答1,875件について集計を行ったものである。

## (2) 法律専門家や関係機関と連携した法教育に関する授業の実施の概況

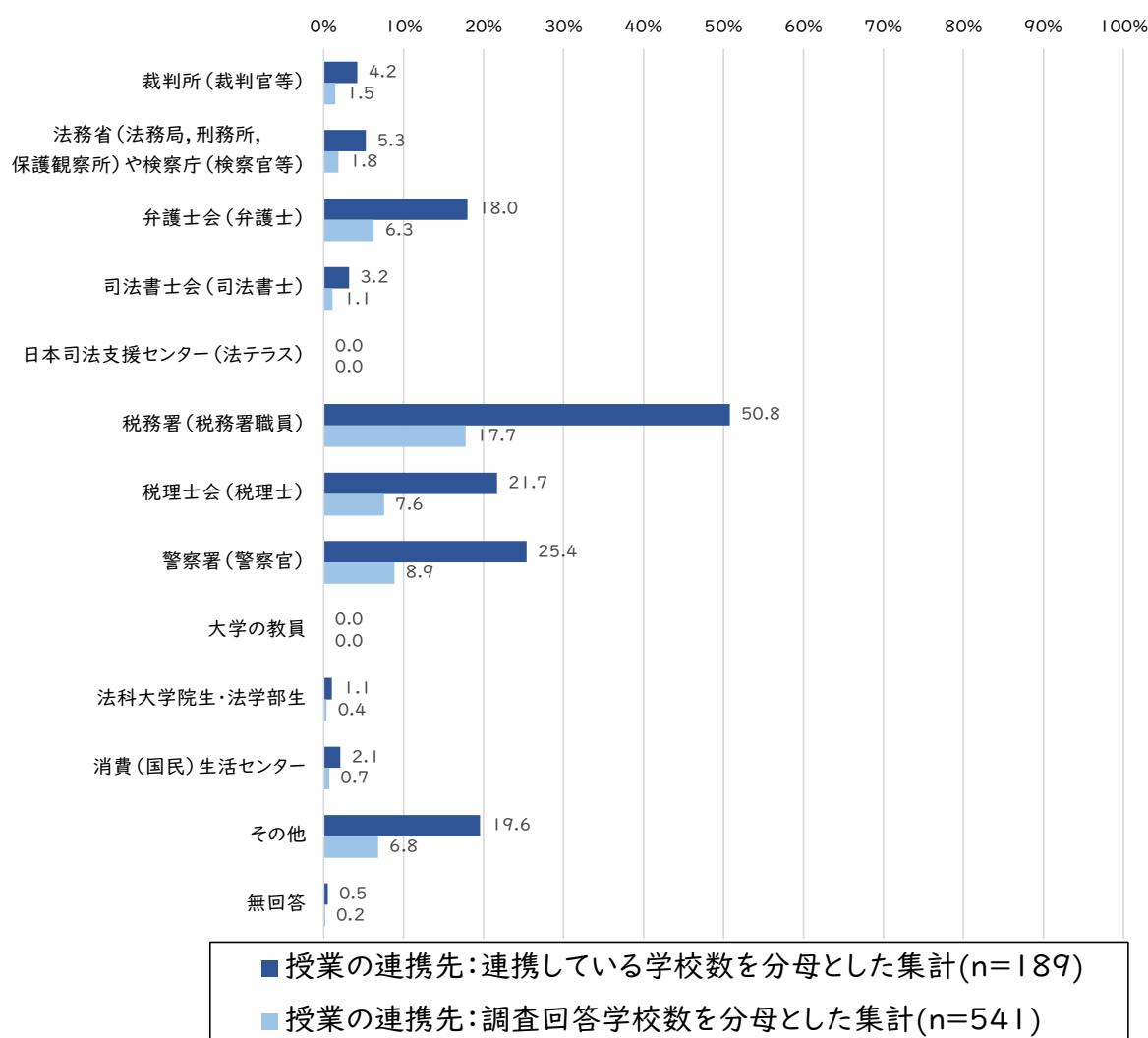
### ①連携先

外部人材と連携して実施した授業の「連携先」に関する内訳としては、「税務署（税務署職員）」の割合が最も高くなっている。次いで、「警察署（警察官）」、「税理士会（税理士）」の割合が高くなっている。

調査対象学校数を分母とした集計では、「税務署（税務署職員）」と連携した授業を実施している割合は17.7%であった。調査対象学校数を分母とした集計結果について過年度調査と対比すると、「税務署（税務署職員）」や「警察署（警察官）」の割合が高いという点は同様であるが、「その他」の回答割合が減少し、「弁護士会（弁護士）」の回答割合が若干増加している。

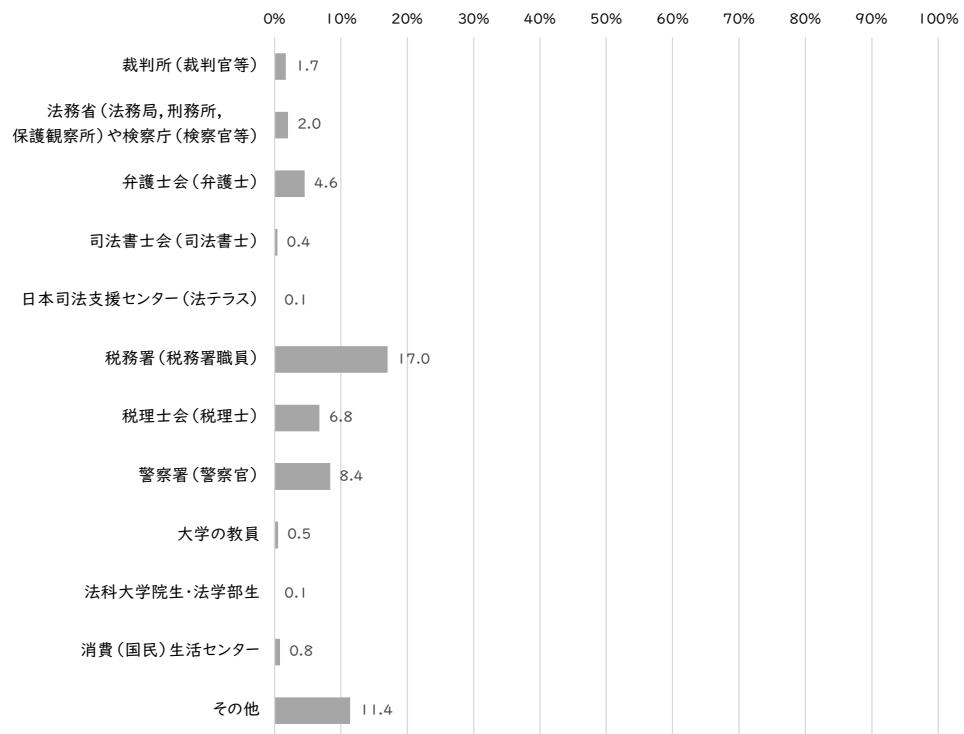
なお、「その他」については33件の回答があり、その内容としては、「情報通信等に関する企業・担当者」、「自治体・自治体職員」、「法人会」、「NPO法人、ボランティア団体等」などの回答があった<sup>19</sup>。

図表2-3-2-1 外部人材と連携した授業を実施した「連携先」【問7】



<sup>19</sup> 連携先の「その他」について、調査票では「行政書士会、社会保険労務士会、弁理士会、企業のコンプライアンス担当者等」と例示した上で調査を行っている。

図表2-3-2-2 (参考) 令和元年度調査、外部人材と連携した授業を実施した「連携先」



■ 連携先別、外部人材と連携した授業を実施している学校の割合:  
令和元年度調査(n=6,052)

※調査回答学校数(全体)を分母とした集計

《読み取れること・ポイント》

- ★ 連携先は「税務署(税務署職員)」や「警察署(警察官)」などの割合が高い。
- ★ 「弁護士会(弁護士)」と連携している学校の割合は増加傾向にある。

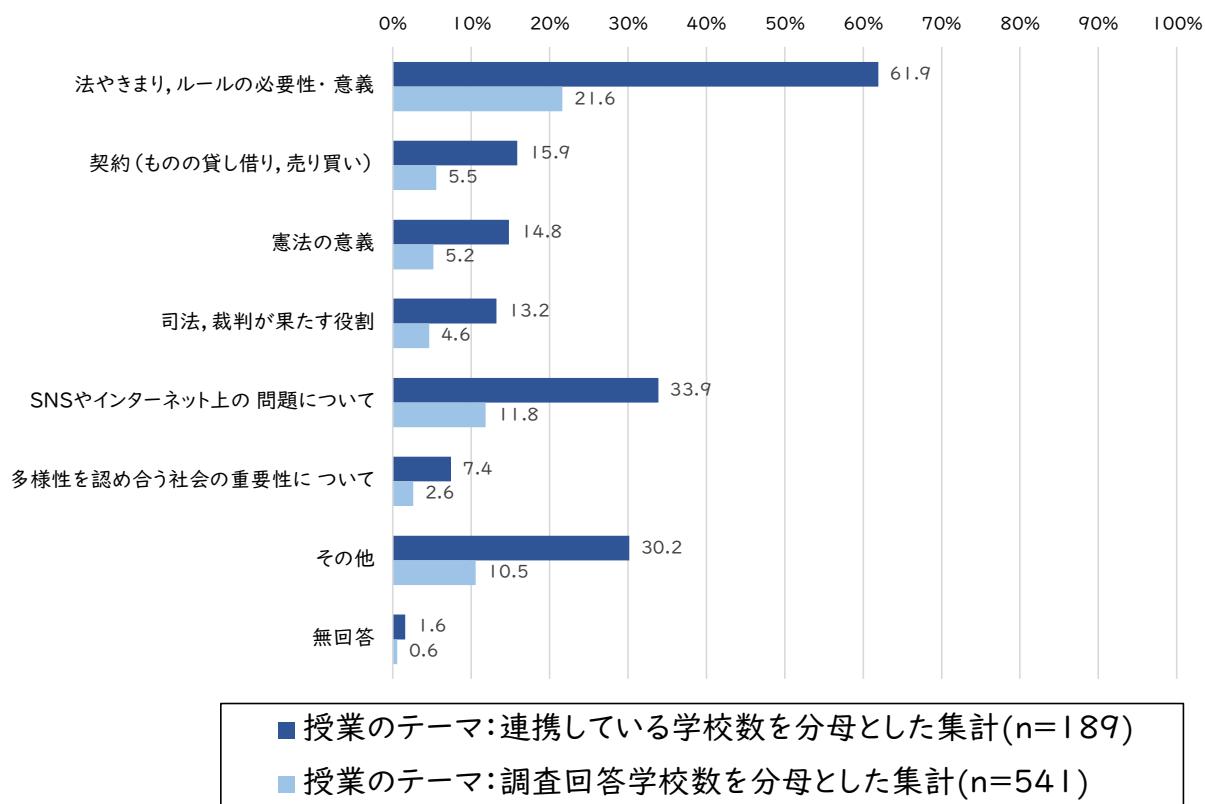
## ②テーマ

外部人材と連携して実施した授業の「テーマ」に関する内訳としては、「法やきまり、ルールの必要性・意義」の割合が最も高くなっている。次いで、「SNSやインターネット上の問題について」の割合が高くなっている。

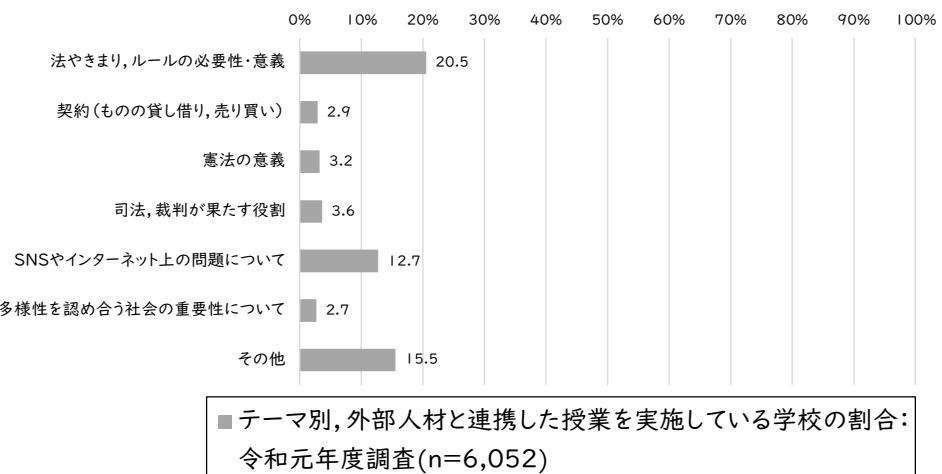
調査対象学校数を分母とした集計結果について過年度調査と対比すると、「法やきまり、ルールの必要性・意義」や「SNSやインターネット上の問題について」の割合が高いという点は同様であるが、「その他」の回答割合が減少し、「契約（ものの貸し借り、売り買い）」、「憲法の意義」、「司法、裁判が果たす役割」に関してはそれぞれ若干増加している。

なお、「その他」については56件の回答があり、その内容としては、多くが「税に関する教育（租税教室、納税の義務、税の役割等の回答を含む）」であった。

図表2-3-2-3 外部人材と連携した授業を実施した「テーマ」【問7】



図表2-3-2-4 (参考) 令和元年度調査、外部人材と連携した授業を実施した「テーマ」



※調査回答学校数(全体)を分母とした集計

#### 《読み取れること・ポイント》

★ 外部人材と連携した法教育は「法やきまり, ルールの必要性・意義」をテーマにして実施されることが最も多く、「SNSやインターネット上の問題について」や「税に関する教育」等のテーマでも実施される割合が高い。

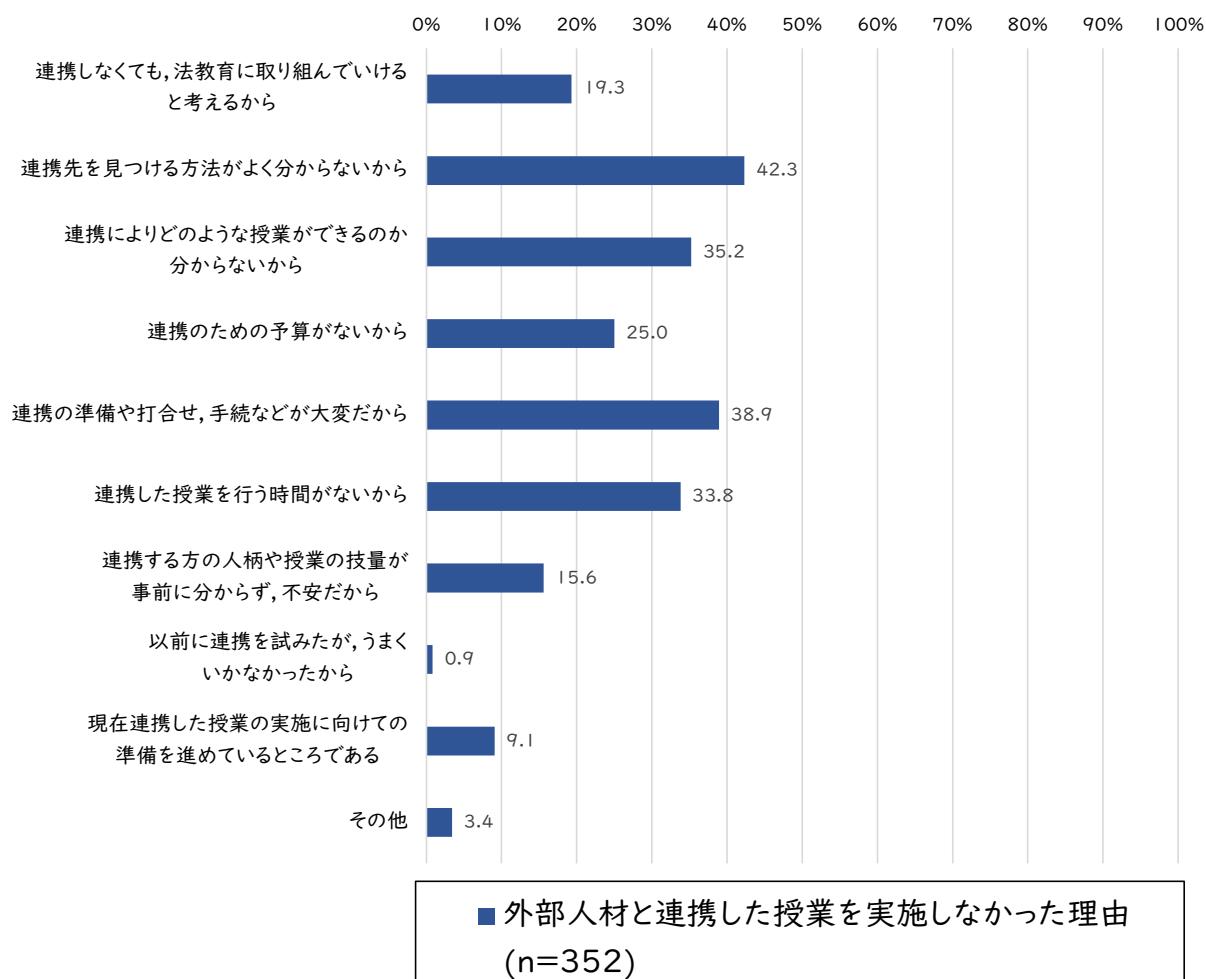
### (3) 外部人材と連携した法教育に関する授業を実施していない理由

外部人材と連携した授業を実施しなかった理由としては、「連携先を見つける方法がよく分からないから」との回答割合が42.3%で最も高く、次いで「連携の準備や打合せ、手続などが大変だから」が38.9%、「連携によりどのような授業ができるのか分からないから」が35.2%、「連携した授業を行う時間がないから」が33.8%と続いている<sup>20</sup>。

過年度調査の結果と対比すると、令和元年度調査では「連携によりどのような授業ができるのか分からないから」の回答割合が最も高く、次いで「連携した授業を行う時間がないから」の割合が高いという結果であり、本調査結果とは若干異なるものとなっている。

なお、「その他」については12件の回答があり、その内容としては、「異なるタイミング（令和7年度中など）に実施している」や「連携事例の情報が不足している」などの回答があった。

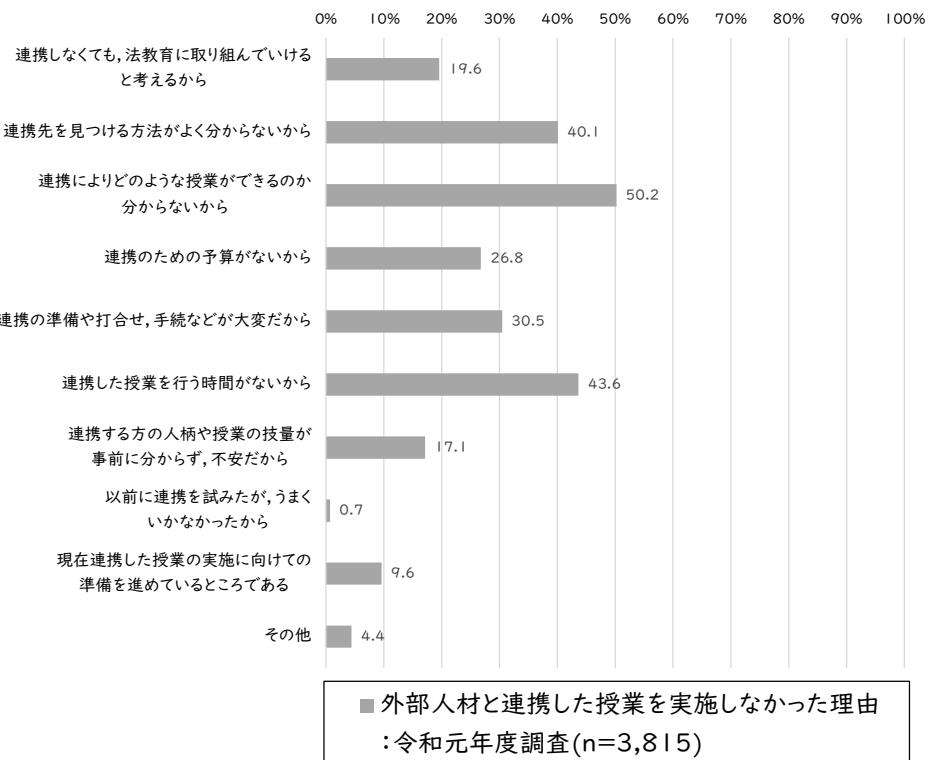
図表2-3-3-1 外部人材と連携した授業を実施しなかった理由【問8】



※「外部人材と連携した授業は実施していない」と回答した学校数を分母とした集計

<sup>20</sup> 「外部人材と連携した授業は実施していない」と回答した学校を分母として集計を行っている。

図表2-3-3-2 (参考) 令和元年度調査、外部人材と連携した授業を実施しなかった理由



※「外部人材と連携した授業は実施していない」と回答した学校数を分母とした集計

### 《読み取れること・ポイント》

- ★ 外部人材と連携した授業を実施しなかった理由としては、「連携先を見つける方法がよく分からないから」との回答割合が最も高くなっている。
- ★ 令和元年度調査結果とは若干異なる結果が得られており、外部人材と連携した授業を推進するに当たり必要なことや求められることが変化している可能性がある。

## 4. 法教育に関する課題や意見・要望等

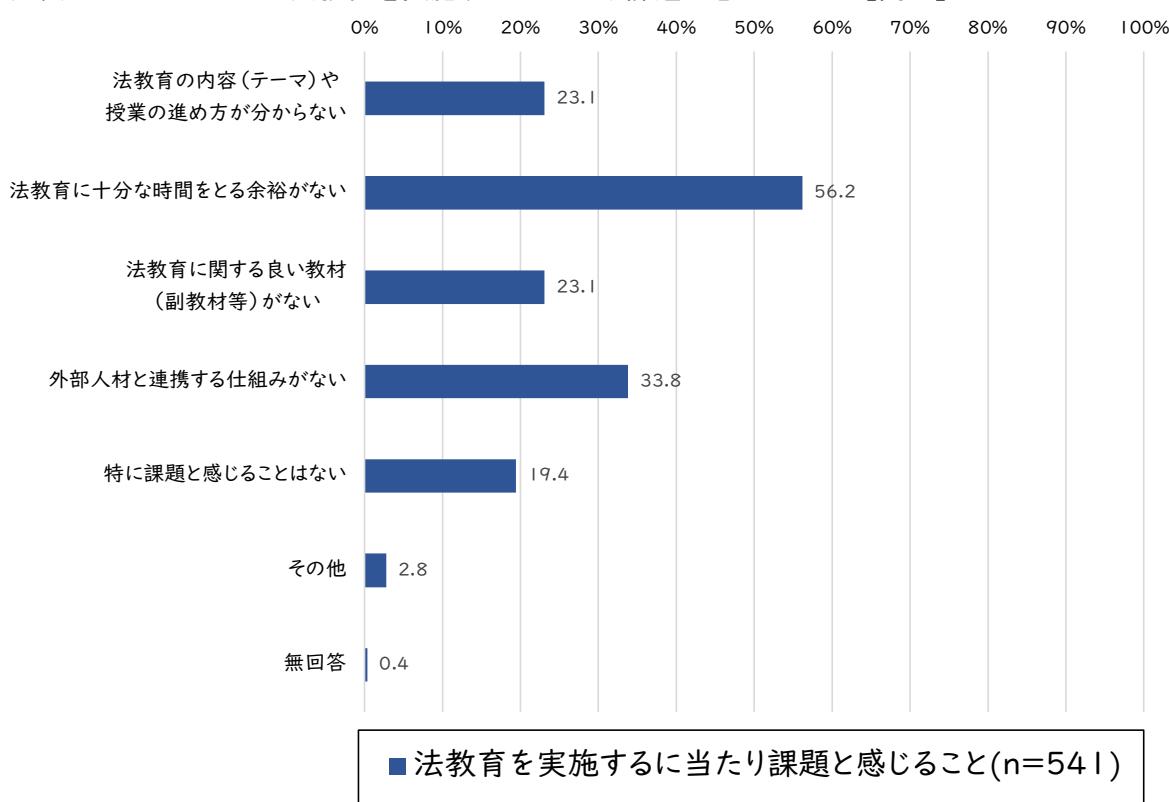
### (1) 法教育を実施するに当たっての課題

法教育を実施するに当たり課題と感じることについては、「法教育に十分な時間をとる余裕がない」との回答割合が56.2%と最も高く、次いで「外部人材と連携する仕組みがない」の割合が33.8%となっている。

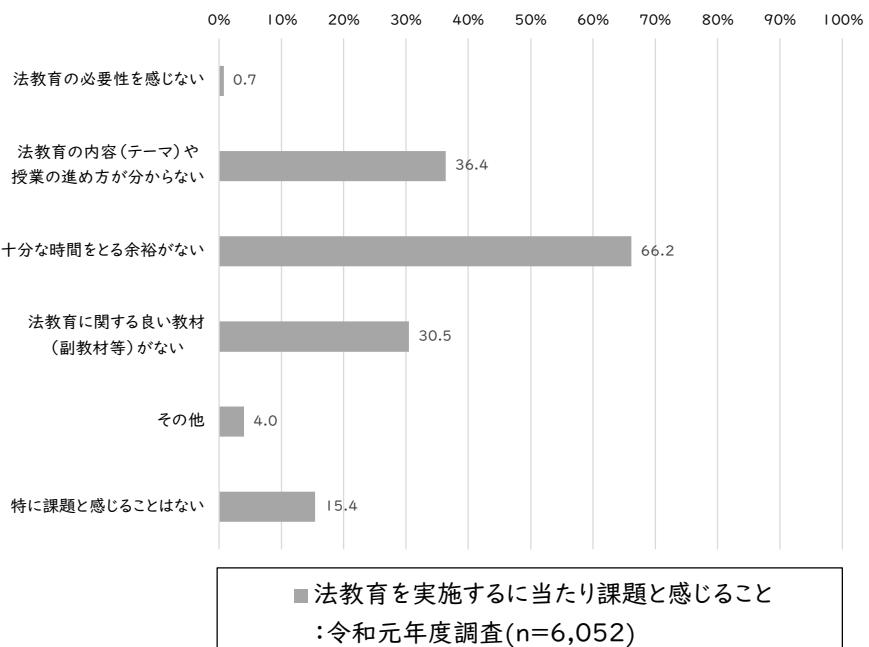
過年度調査の結果と対比すると、令和元年度調査でも同様に「法教育に十分な時間をとる余裕がない」が最も高いが、その割合は減少している。また、「特に課題と感じることはない」の回答割合が若干増加している。

なお、「その他」については15件の回答があり、その内容としては、「学習指導要領の内容以上のことの実施は難しい」、「職員研修が十分ではない」などの回答があった。

図表2-4-1-1 法教育を実施するに当たり課題と感じること【問9】



図表2-4-1-2 (参考) 令和元年度調査、法教育を実施するに当たり課題と感じること



《読み取れること・ポイント》

- ★ 法教育を実施するに当たり課題と感じることとして、「法教育に十分な時間をとる余裕がない」という点は、過年度から継続的に課題になっている。
- ★ 「外部人材と連携する仕組みがない」という点を課題と考えている学校は3割以上となる。

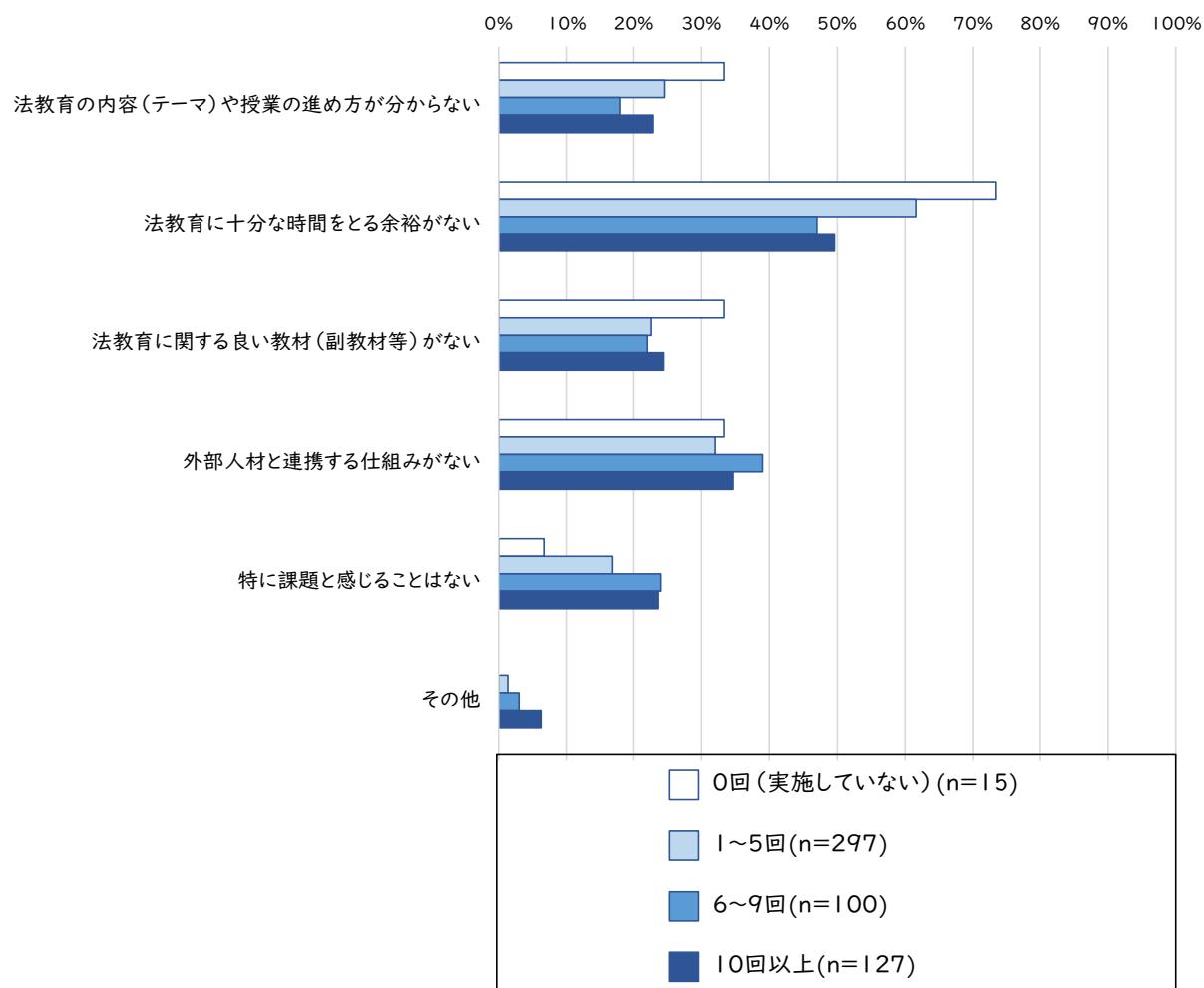
## (2) 法教育を実施するに当たっての課題に関するクロス集計

### ①法教育に関する授業の実施状況別

法教育を実施するに当たり課題と感じることについて、法教育に関する授業の実施状況別に集計すると<sup>21</sup>、実施状況が「0回（実施していない）」の学校では、「法教育に十分な時間をとる余裕がない」の回答など、各項目の回答割合が高くなっている<sup>22</sup>。

「外部人材と連携する仕組みがない」の回答に関しては、法教育に関する授業を実施している学校においても回答割合が3割以上となっている。

図表2-4-2-1 法教育に関する授業の実施状況別、法教育を実施するに当たり課題と感じること【問9】



#### 《読み取れること・ポイント》

★ 法教育を実施するに当たり課題と感じることとして、「外部人材と連携する仕組みがない」という点については、法教育に関する授業を実施している学校においても3割以上となっている。

<sup>21</sup> クロス集計に当たり、法教育に関する授業の実施状況について「無回答」の学校、及び法教育を実施するに当たり課題と感じることについて「無回答」の学校は除いて集計を行った。

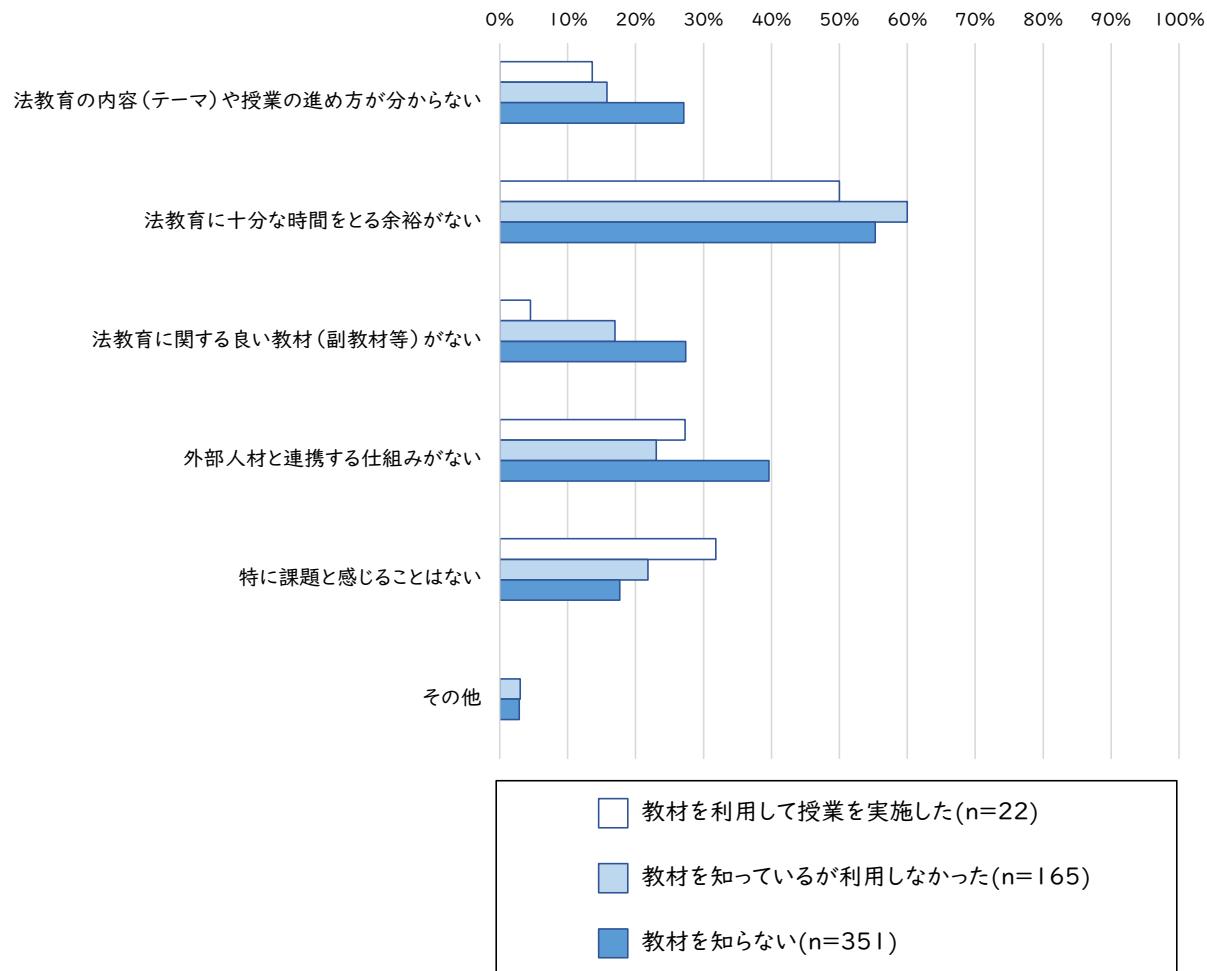
<sup>22</sup> 法教育に関する授業の実施状況が「0回（実施していない）」と回答した学校に関して、集計対象の学校数が15件と少ないことについては留意が必要である。

## ②法教育教材の利用の有無別

法教育を実施するに当たり課題と感じることについて、法教育教材の利用の有無別に集計すると<sup>23</sup>、「教材を利用して授業を実施した」と回答した学校においては、「法教育に関する良い教材（副教材等）がない」の回答割合は低くなっている<sup>24</sup>。

「教材を知らない」と回答した学校においては、「法教育の内容（テーマ）や授業の進め方が分からぬ」などの回答割合が高い傾向にある。

図表2-4-2-2 法教育教材の利用の有無別、法教育を実施するに当たり課題と感じること  
【問9】



### 《読み取れること・ポイント》

- ★ 教材を利用して授業を実施した学校においては、「法教育に関する良い教材（副教材等）がない」との回答割合は低くなっている。
- ★ 「教材を知らない」と回答した学校では、「内容（テーマ）や授業の進め方が分からぬ」などの回答割合も高くなっている。

<sup>23</sup> クロス集計に当たり、法教育教材の利用の有無について「無回答」の学校、及び法教育を実施するに当たり課題と感じることについて「無回答」の学校は除いて集計を行った。

<sup>24</sup> 「教材を利用して授業を実施した」と回答した学校に関して、集計対象の学校数が22件と少ないことについては留意が必要である。

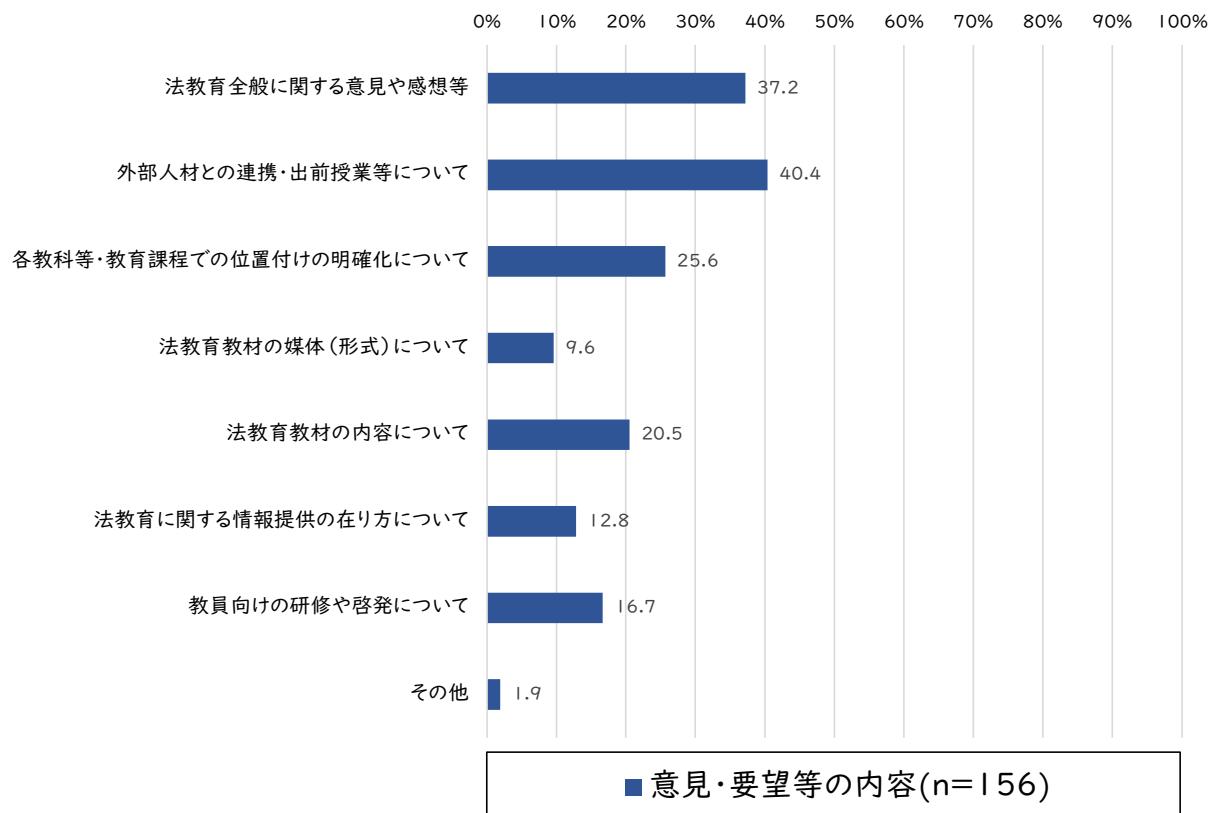
### (3) 法教育の取組や教材に対する意見・要望等

法教育の取組や教材に対する意見・要望等については、「特になし」等の回答を除き、156件の回答があった。

自由記述形式の回答に加えて、その内容がどのような事項に関するものかを回答いただいたところ<sup>25</sup>、「外部人材との連携・出前授業等について」が40.4%、「法教育全般に関する意見や感想等」が37.2%、「各教科等・教育課程での位置付けの明確化について」が25.6%であった。

これらの意見・要望等に関して、その回答内容の一部を、図表2-4-3-2～図表2-4-3-8として掲載した<sup>26</sup>。

図表2-4-3-1 法教育の取組や教材に対する意見・要望等の回答の内容【問10】



※自由記述形式での意見・要望について回答があった学校数を分母とした集計

<sup>25</sup> 選択肢の中からの項目に関するものかについて、複数回答形式で回答いただいた。

<sup>26</sup> 複数の分類にまたがる回答内容については、いずれかの分類で掲載する形としている。なお、回答があった内容の全てを掲載しているわけではない。

図表2-4-3-2 「法教育全般に関する意見や感想等」(全58件)の回答例【問10】

概要	回答の内容
教育内容に関連すること	<p>主権者としての意識を高める教育をどのように効果的に進めるか試行錯誤しています。</p> <p>子どもたちが自分自身の生活に直結し必要性や必然性があるような取り組みを模索しています。</p> <p>各教科の資質・能力を育成することを中心に据え、全ての教育活動を通じて取り組むことが法教育の理念を学ぶことにつながると考えています。</p> <p>法教育となると教師も子どもも少し堅苦しくとらえがちであるが、私たちの身の回りには多くの法があり、それらによって私たちは守られていること、また、何気なくとっている行為が法から逸脱していることもあるということを、具体的な事象から伝えると子どもたちがわかりやすいと思う。日本は法治国家であるから、小さい時から生活の中で法教育を行い、学校でもきちんと指導することが大切だと思う。</p> <p>憲法やこども基本法などについて、児童本人が理解し行使することが重要だと考えています。</p> <p>守らないとどうなるのか、自分の生活にどう関わっているのか、具体例を示すことが大切だと思います。もっと政治に興味をもてる人材を育てていく必要があると思います。</p> <p>法教育は必要であるが、難しいイメージがある。身近にある法について分かりやすく学ぶことができたら良い。</p>
教育方法に関連すること	<p>模擬裁判や裁判傍聴、お店屋さんごっこなどの体験的な学びが法教育を小学校の子どもたちが自分ごととして考えるきっかけになるため、そのような実践例の紹介があると短い時間の中で、実施できそうなものがあれば、やってみたいと思います。</p> <p>幼い頃から積極的に取り組む必要があるが、家庭により考え方が大きく違う場合がある。保護者も巻き込みながら行っていくことが必要だと思います。</p> <p>人権・モラルに関わる『法教育』は、法律・憲法というものを児童に知らせる上で大切な教育であると思います。各教科・特別活動等で幅広く指導していく必要がありますが、児童の興味・関心を高めるための手立てとして、デジタル教材やコンテンツの開発に力を入れられてはどうかと思います。そして、それらを幅広く周知していただき、各学校での指導で活用できれば、さらに法教育が活性化していくかと思います。</p>
教材に関連すること	<p>教科書にある指導事項のもとに専門家が授業をしていただいたり、ピンポイントで利用できるような教材があつたりすれば、単元の時数の中で法教育についての理解が深まると思います。</p> <p>特別な授業を実施するのではなく、各教科の指導内容を発展・補充する補助的な資料があるとよいのではないかと考えています。</p> <p>間違った知識や価値観を教えないようにしっかり教材研究をしているが不安もある。</p>

図表2-4-3-2 「法教育全般に関する意見や感想等」(全58件)の回答例(続き)【問10】

教員の意識向上・研修に関連すること	<p>法教育という視点や内容が、全職員に浸透していないと感じる。</p> <p>法教育と強い思いをもって指導している教員は少ない。これらが法教育なんだという漠然とした思いで指導している現状だと思うので、今後研修を深めていきたい。</p> <p>授業の中では法教育をメインとし授業を小学校段階でしなければならないという意識が薄い。</p>
教育現場の負担・時間の不足に関連すること	<p>教材は充分に作成されていると思いますが、「○○教育」という名の教育が新たに学校に求められて増加する一方なので、学校現場に時間的余裕がないのが実情です。</p> <p>法教育の大切さは分かるが、小学校で学ぶ内容については、厳選に厳選を重ね、重点的に行う必要がある。現在、教科書は厚くなり、教科内容は増え、情報モラル教育、キャリア教育、外国語、地域との連携等、現場は余裕がない状態である。</p> <p>法教育を行う必要はあると思うが、すべてを学校に任せすぎていて、学校の負担が多いと感じる。必ず行わなければならないのであれば、学校に任せることではなく、行政側から学校に連携を持ち掛け、教育をやっていただきたいです。</p> <p>大切な教育であるとは思いますが、既存の教育課程以上に時間を生み出し準備することが年々困難になっています。教育課程内で実施できる形があると良いのではないでしょうか。</p>
外部連携・人材活用に関連すること	<p>子どもの実態に即したわかりやすい話をさせていただきよかったです。外部の方にお話をさせていただくことで緊張感をもって聞くことができました。</p> <p>税に関しては、租税教室として税理士の方と連携を図りながら、学習を深めている。法教育に関しても、同様に外部人材と連携を図りながら学習を深めることができると考えるので、今後検討していきたい。</p> <p>近くの地域の方に来ていただきて6年生対象で法律の仕組みを学ぶ機会があり、とても有意義でした。</p>

図表2-4-3-3 「外部人材との連携・出前授業等について」(全63件)の回答例【問10】

概要	回答の内容
外部人材との連携に関するニーズ	<p>外部人材に授業をしていただきたい。</p> <p>専門的な知識を有する方との連携を図った授業が、簡単に行える仕組みを今後も継続して実施していただきたい。</p> <p>外部との連携の実績がないため、計画するのが難しい。</p> <p>弁護士等の法の専門家によるいじめ問題やSNSの問題に関する授業があれば良いと思います。</p> <p>社会科や特別の教科道徳、学活等で法教育の学習を行ってきたが、専門家を交えての講話や授業があるとより児童の理解が深まると思いました。</p> <p>児童にとって、分かりやすく楽しいと感じられるものであれば、出前授業等を実施して専門的な人から話を伺うのがよいかもしれません。</p>
児童の発達段階に応じた対応ニーズ	<p>外部人材による出前授業等を、児童の発達段階に合わせて「複数回」実施できると助かります。</p> <p>学年の発達段階に応じた外部人材を紹介していただけるとありがたい。</p>
講師の質・授業内容への懸念や課題、活用の難しさ	<p>外部人材は、話が児童向けでない場合が多く、難しい。一度の訪問が多いため、その機会を活かしたいが、教員の思いとの差が多いことが多い。</p> <p>外部指導者に関しては、45分しかない授業時間の中で、授業内容の目的を達成できる指導スキルを持つ人材が必要であり、また、打ち合わせなどに時間を要するため、活用は難しい。</p> <p>打ち合わせ等の日程調整等大変な面もあるが、有意義ではある。しかし、人材の良し悪しは感じる。</p> <p>弁護士を招く出前授業を学校として申し込んでいるが、なかなか抽選に当たらず、行いたい出前授業が実現していない。</p> <p>法教育の出前授業はとても効果的だった。毎年実施したいが、費用の関係で難しい。</p> <p>外部講師の活用も考えられるが、学習指導要領を前提とした授業をしていたくにも両者の共通理解の難しさがある。</p>
出前授業の仕組み、人材情報・窓口・制度整備	<p>出前授業を自治体などで企画してもらえると取り組みやすいと感じます。</p> <p>社会科の授業で5月～6月に扱うため、その時期に講師派遣があると活用しやすい。昨年度は活用できませんでしたが、今年度は、専門家の方に5～6名来ていただき、模擬裁判をやってもらいましたが、子どもたちに良い経験となりました。</p> <p>外部の人材活用リスト・授業可能な内容、どこに連絡したら良いかがわかる一覧があると助かります。</p> <p>外部人材と連携した授業の情報があれば提供してほしい。</p> <p>窓口の一本化を図り、調整手順を簡素化してほしい。</p>

図表2-4-3-4 「各教科等・教育課程での位置付けの明確化について」(全40件)の回答  
例【問10】

概要	回答の内容
各教科等・教育課程での位置付けが不明瞭であることについて	<p>法教育の重要性は、理解している。しかし、社会でやるのか、道徳でやるのか、どの教科で実践すると有効なのかが分からぬ。</p> <p>年間の指導計画の中で、重点的に行うべきことであれば、しっかりと時数をとって取り組みたいところである。その他にも様々な課題があるため、重点項目の見極めを行い、時間をかけるべきという認識が高まつたら、外部連携も含めて取り組んでいきたい。</p> <p>教育課程上で法教育としての位置付けの明確化を図る必要がある。</p> <p>学習指導要領の内容を大切にしながら、さらに法教育を深めていくということに難しさを感じている。学習指導要領での法教育の位置付けをさらにはつきりとさせていくことが、法教育の充実につながると感じている。</p>
学習指導要領・教科書に沿った内容について	<p>新たに時間を設定することが難しいので、現行の教科書の内容に沿つたもので実施できると負担が少なくなるのではないかと感じる。</p> <p>法教育が重要なことはどの教員も理解しているが、教育課程の中に、新たに「法教育」という枠を設けて指導を行う余裕や時間がないのが現状である。現在各教科や特別活動に位置付けられている法教育に関連する分野を教員に周知し、重点的に指導してもらうだけでも意味があると思う。教員が、「ここは法教育の分野である」と意識して、各教科等の指導が行えたら子どもたちにもより重点が伝わると考える。例えば教科書の中に「ここは法教育に関わります」の文言を入れてもらうだけでも教員は法教育を意識した指導が行えると思う。</p> <p>現在の学校や教員は、教科書がない分野の授業については、実施に前向きになりにくい風土があり、実施に負担感を感じる意識がある（環境教育・人権教育・デジタルシティズンシップ教育など）。校長としては、人権教育・法教育の理念は学校教育の理念の根幹にあるものと捉えているので、もっと、学習指導要領の位置付けを明確にし、教科書（社会や道徳、家庭科）に具体的に関連内容を記載することを強化してほしい。</p>
教科横断的な実施・事例について	<p>様々な教科で横断的に行っていくべきだと思う。そのような実践事例が知りたい。</p> <p>アンケートに回答するに当たり、当校の教育課程を改めて確認すると、法教育に関しては道徳、総合的な学習の時間、各教科等、様々な教育活動の中で横断的に位置づいており「法教育について様々な場面で取り組んでいたんだ。」と改めて感じました。「法教育」をより意図的・計画的に推進するために法教育に関する全体計画があると良いと感じました。ただ、法教育に関する全体計画の作成について、法令や通知、答申等に根拠がなく、当校も含め、全体計画が作成されていない学校も多いのではないかと思います。仮に全体計画を作成するとなると、その見本があればありがたいと感じます。</p>

図表2-4-3-5 「法教育教材の媒体（形式）について」（全15件）の回答例【問10】

概要	回答の内容
タブレット端末等での利用	<p>タブレット端末から子どもが自分の進度や興味に合わせて進められるような教材があるとうれしいです。</p> <p>教科書の内容に合う資料や動画などがChromebookですぐ見られるようになるとよいと思う。</p>
データベース	<p>法教育の教材について、概要等は学ぶことができるが、児童の興味・関心に合わせて、自ら学びを進め、理解を深めるために利用できるよう、多様な資料を児童がダウンロードできるデータベースを作成してもらえるとありがたい。</p> <p>気軽にダウンロードできる教材があれば利用したい。</p>

図表2-4-3-6 「法教育教材の内容について」（全32件）の回答例【問10】

概要	回答の内容
教科書・教科の内容に沿った教材	<p>新たに時間を設定することが難しいので、現行の教科書の内容に沿ったもので実施できると負担が少なくなるのではないかと感じる。</p> <p>各教科で定められた学習内容に沿った法教育を実施するために、位置付けを明確化するとともに教材等についても各教科の学習内容と正確にリンクしたものを作成してほしい。</p> <p>特別な授業を実施するのではなく、各教科の指導内容を発展・補充する補助的な資料があるとよいのではないかと考えています。</p> <p>教科書にある指導事項のもとに専門家が授業をしていただいたり、ピンポイントで利用できるような教材があったりすれば、単元の時数の中で法教育についての理解が深まると思います。</p>
小学生にわかりやすい内容	<p>子ども達にとって、実生活と関連した内容であり、分かりやすい教材が必要だと思います。</p> <p>小学生にわかりやすく、興味・関心が高まる言葉や内容で構成された話や教材であれば取り入れやすい。</p> <p>小学生が法律を少しでも身近に感じられる教材や関連機関との連携がとりやすいものがあればうれしい。</p>
特定のテーマを扱う教材	<p>SNSやインターネット上の問題について、児童に指導する場面が増えてきているため、法教育で、SNSやインターネット上の問題に関する教材があると活用したいと思う。</p> <p>6年社会科としては詳しく取り扱わない、ネットモラルやキャッシュレス決済等の注意点の資料を充実させてほしい。</p>

図表2-4-3-7 「法教育に関する情報提供の在り方について」(全20件)の回答例

## 【問10】

概要	回答の内容
情報提供や周知の方法・タイミング等	<p>法教育に関わるリーフレット等を年度初めにお届けいただけすると、より法教育教材活用について周知が図れると思いました。</p> <p>案内が一覧となって直接、担任の先生に届くようなシステムの構築だと思います。魅力的な案内が年度途中で案内がきても対応できない場合が多いと担任時代に感じていました。</p>
事例に関する情報提供	<p>法だけを扱う授業にはなかなか時間が取れないので、授業の中での扱い方や取組事例についても情報提供があるとよい。</p> <p>授業の進め方や教材等の情報をより簡単に得ることができるとよい。時数等の確保が難しいので良い方法を行っている事例を知りたい。</p> <p>教科横断例や外部人材活用例等が確認できると来年度計画へ入れる検討ができる。</p>
様々な情報提供	<p>様々な情報を提供いただけるだけで、活用の頻度は高まると考えています。</p> <p>実践例など広く提供していただきたい。</p>

図表2-4-3-8 「教員向けの研修や啓発について」(全26件)の回答例【問10】

概要	回答の内容
研修の企画・実施等	<p>教員向けの研修として、授業のねらいや構成等がしっかりと学べる機会があればうれしい。</p> <p>法教育に関する研修等が少なく、実践を見る機会があまりない。</p> <p>教員向けの法教育研修会があれば受講してみたいです。</p> <p>法教育についての理解も含め研修の機会が乏しいと思うので、社会科の先生方のイメージが強い分、教科横断的に取り組める「特別活動」や「特別の教科道徳」、特殊詐欺や不正契約などの犯罪につながる今日的な課題が増えてきた「家庭科」の消費者教育の取扱を強調して研修で広めていく必要がある感じる。</p>
法教育の重要性の周知・啓発	<p>児童に対してももちろんだが、まず教職員に法教育の必要性等を考えさせる必要がある。</p> <p>成人年齢の引き下げによって、主権者意識を向上させることや、よりよい社会と幸福な人生の創り手を育てるための教育をする上で、法教育はますます必要であると思います。まずは、法教育の意義を教職員に周知する必要があります。</p> <p>法教育の取組についての研修・啓発を行い、教員に必要性を持たせることが必要であると考えます。</p>

## 第3章 まとめと考察

### 1. 調査結果のまとめ

調査の結果、把握されたことについて、改めて以下のように整理した。

#### (1) 法教育に関する授業の実施状況

令和6年度における法教育に関する授業の実施状況として、「0回（実施していない）」と回答した学校の割合は、2.8%であった（図表2-1-1-1）。ほとんどの学校で1回以上法教育に関する授業を実施している状況にあるが、その多くは「6年生」の「社会科」において行われている状況にある（図表2-1-2-1、図表2-1-2-2）。

#### (2) 法教育教材の利用状況等

法務省（法教育推進協議会）作成の法教育教材について、「教材を利用して授業を実施した」と回答した学校の割合は4.1%であった（図表2-2-1-1）。過年度調査と比べて、教材を利用したことがある学校の割合は減少しているという結果であったが、その点に加えて、「教材を知っている」との回答割合が減少していた（図表2-2-1-1～図表2-2-1-3）。周知等の面に関して課題が大きくなっていると考えられる。

法教育教材を知っているが利用していない学校が教材を利用していない理由としては、「既存の指導書や教科書等で授業を実施することができるから」の割合が最も高くなっている。令和元年度調査と比べてこの割合が増加していた（図表2-2-4-1、図表2-2-4-2）。

あるとよいと思う教材等の媒体（形式）としては、「動画配信サイト等での配信」の割合が最も高く、また、「ICT端末で活用できるデジタル教材」の割合が5割を超えるなど、ニーズが大きく変化していた（図表2-2-5-1、図表2-2-5-2）。

あるとよいと思う教材等のテーマ・題材としては「SNSやインターネット上の問題について」と「法やきまり、ルールの必要性・意義」について回答割合が高くなっている。そのほかのテーマ・題材についてもそれぞれ5割以上の回答があった（図表2-2-7-1）。

#### (3) 法律専門家や関係機関との連携状況等

令和6年度における法教育に関して、法律家（裁判官、検察官、弁護士、司法書士等）や関係機関（法務省、検察官、裁判所、弁護士会、司法書士会等）等の外部人材と、「連携した授業を実施した」と回答した学校の割合は、34.9%であった（図表2-3-1-1）。令和元年度と比べて、外部人材と連携した法教育を実施している学校の割合は若干低下していた（図表2-3-1-1～図表2-3-1-2）。

連携先としては、「税務署（税務署職員）」との回答割合が最も高くなっていることは令和元年度調査と同様であるが、「弁護士会（弁護士）」と連携している学校の割合が若干増加していた（図表2-3-2-1、図表2-3-2-2）。

これらの外部人材と連携した授業を実施しなかった理由としては、「連携先を見つける方法がよく分からないから」の割合が最も高くなっていた（図表2-3-3-1）。

#### (4) 法教育を実施するに当たっての課題や意見・要望等

法教育を実施するに当たっての課題と感じることとしては、「法教育に十分な時間をとる余裕がない」との回答が56.2%と最も高くなっています。この点は過年度から継続的に課題になっている（図表2-4-1-1、図表2-4-1-2）。

課題について、「外部人材と連携する仕組みがない」という点については、法教育に関する授業を実施している学校においても3割以上となっていました（図表2-4-2-1）。「法教育に関する良い教材（副教材等）がない」という点については、教材を利用して授業を実施した学校では回答割合が低くなっています（図表2-4-2-2）、教材の内容面の充実もさることながら、周知の方法等について課題がある状況にあることがうかがえる。

自由記述による回答では、「外部人材との連携・出前授業」に関する内容の回答が最も多く（図表2-4-3-1）、上記の「外部人材と連携する仕組みがない」という回答の状況も踏まえると、連携の推進を図るための方策の検討が求められる状況にあると考えられる。

## 2. 今後の方策等に関する考察

調査の結果把握された以上のような状況から、学校現場における法教育の取組を更に支援するための施策の在り方等に関し、次のようなことが考えられる。

### ■各教科等・教育課程での位置付けの明確化について

ほとんどの小学校において、年度内に1回以上は法教育に関する授業を実施している状況にあるが、更なる推進や充実を図っていくためには、各教科等・教育課程での位置付けについて、考え方やモデルを示していくことが引き続き重要になると考えられる。

過年度から継続的に課題になっている点であるが、学校では多方面から「○○教育」の実施が求められており、それぞれの実践一つ一つを個別に追及していくことが困難な状況にある。法教育を全体のカリキュラムにどのように位置付けるのか、また、社会科等の個々の教科の中でどのように実践していくのか、低学年から高学年にかけてどのような形で体系化するのか等、各学校において検討を深めていただくために、これらの点に関する好事例等を示すことも重要なと考えられる。

法教育教材を利用していない理由として「既存の指導書や教科書等で授業を実施することができるから」の回答割合が最も高くなっていたことから、教科書等に基づいた授業実施がされていることが多い状況にあるとも推察されるが、教科書等の内容との対応関係や教材の位置付け等についても、具体的な事例をもとに情報を示していくことが重要であると考えられる。

## ■動画配信による教材やデジタル教材の開発・提供、周知について

現状として法教育教材の利用割合は高くないが、「あるとよいと思う教材等の媒体（形式）」としては「動画配信サイト等での配信」と回答した学校の割合が7割以上となっていた。また、この回答割合は令和元年度調査と比べて約30ポイント高くなっている。近年の教育環境の変化に合わせてニーズが高まっていると考えられる。同様に「ICT端末で活用できるデジタル教材」についてのニーズも高くなっている。これらのニーズに対応するような教材の開発・提供が重要と考えられる。

また、法教育教材について「教材を知らない」と回答した学校の割合が6割以上となっていた。この点も過年度と比べて約30ポイント高くなっていた。既存の教材の作成・配布等から時間が経過しているという状況も踏まえて、改めて法教育教材の周知の方法やタイミング等について検討を行う必要があると考えられる。

## ■外部人材による出前授業、連携の推進について

自由記述により回答を得た法教育の取組や教材に対する意見・要望等として、「外部人材との連携・出前授業」に関する内容の回答が最も多くなっていた。法教育を実施するに当たり課題を感じることとして「外部人材と連携する仕組みがない」と回答する学校の割合は、法教育に関する授業を多く実施している学校においても3割以上と比較的高くなっている。個別の課題があるものと考えられる。

外部人材と連携した授業を実施しなかった理由として「連携先を見つける方法がよく分からないから」の回答割合が最も高いという結果も得られている。外部人材との連携の推進に関しては、いわゆる「コロナ禍」を経た後の現在において、改めて情報の周知やマッチングのための方法の在り方など、検討を行うことが重要であると考えられる。

なお、全体の中での回答割合が高いわけではないが、「弁護士会（弁護士）」と連携している学校の割合が増加傾向にあった。各学校と「弁護士会（弁護士）」との連携がどのような方法により実施されているのか、その際にどのような工夫がされているのか等について、具体的な情報を得て示していくことも重要なのではないかと考えられる。

# 参考資料

## 1. 調査票

### 1 法教育について

#### (1) 法教育とは

法務省では、「法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育」を「法教育」と位置付けています。

※ 法教育が育成を目指す資質・能力や、法教育の普及・推進に関する法務省の取組については、同封したリーフレットを御覧ください。

#### (2) 学習指導要領との関係

令和2年度から実施された学習指導要領においては、かねてより盛り込まれている各教科等における「法に関する教育」(いわゆる法教育)にかかる内容について、更なる充実が図られているところです(本調査票2ページ目・3ページ目に記載の「小学校学習指導要領(平成29年告示)解説総則編付録6」を参照)。

### 2 本調査について

#### (1) 目的

この調査は、法務省が小学校における法教育の実践状況を把握し、学校現場における法教育の取組を更に支援するための施策の在り方を検討することを目的に行うものです。

#### (2) 御回答に当たって

本調査では、質問について、令和6年度における学校の状況に最も近いものを選んで回答するか、回答欄に文字で回答(自由記述)してください。

回答は任意であり、管理職や担当教員など適宜の方において把握されている範囲で回答いただければ構いませんが、可能な限り調査に御協力を願いいたします。

回答は、この用紙ではなく、下記ページにアクセスし、ウェブから回答してください。

回答ページURL: <https://questant.jp/q/houkyouiku2025>

パスワード: [REDACTED]

(法務省ホームページからもアクセス可能です。アクセス方法は、本調査依頼に同封した「回答方法説明書」を御参照ください。)

#### (3) 回答の目安時間

10分程度

#### (4) 回答期限

令和7年9月12日(金) 17時まで

### 3 情報の取扱いについて

本調査は統計的に処理し、集計結果を法務省ホームページ等において公表する予定ですが、公表に当たっては、学校名が特定されることのないよう取り扱います。なお、御記入いただいた内容について詳細をお聞きするため、学校に連絡させていただく場合がありますので御了承ください。

#### <調査実施機関・お問合せ先>

株式会社浜銀総合研究所

地域戦略研究部

担当: 有海(ありかい)・石川

Mail: [manabi@yokohama-ri.co.jp](mailto:manabi@yokohama-ri.co.jp)

TEL: 045-225-2372

#### <調査実施主体・委託元>

法務省大臣官房司法法制部司法法制課

司法制度第二係

法教育担当: 古田・稻垣

## 参考資料：「小学校学習指導要領(平成29年告示)解説総則編」の付録6

## 法に関する教育（現代的な諸課題に関する教育等横断的な教育内容）

本資料は、小・中学校学習指導要領における「法に関する教育」について育成を目指す資質・能力に関連する各教科等の内容のうち、主要なもの各学校においては、それぞれの教育目標や児童／生徒の実態を踏まえた上で、本資料をカリキュラム・マネジメントの参考としてご活用ください。

総則	第2の2 (2) 各学校においては、児童／生徒や学校、地域の実態及び児童／生徒の発達の段階を考慮し、豊かな人生の実現や災害等を乗り越えて次代校の特色を生かした教育課程の編成を図るものとする。
----	--

※総則は小学校・中学校の共通部分を抜粋。

総則	社会科
第6 2 各学校においては、児童の発達の段階や特性等を踏まえ、指導内容の重点化を図ること。その際、各学年を通じて、自立心や自律性、命を尊重する心や他者を思いやる心を育てるこに留意すること。また、各学年段階においては、次の事項に留意すること。 (1) 第1学年及び第2学年においては、挨拶などの基本的な生活習慣を身に付けること、善悪を判断ししてはならないことをしないこと、社会生活上のきまりを守ること。 (2) 第3学年及び第4学年においては、善悪を判断し、正しいと判断したことを行うこと、身近な人々と協力し助け合うこと、集団や社会のきまりを守ること。 (3) 第5学年及び第6学年においては、相手の考え方や立場を理解して支え合うこと、法やきまりの意義を理解して進んで守ること、集団生活の充実に努めること、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛することとともに、他国を尊重すること。	(第3学年) (3) 地域の安全を守る働きについて、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項をする。 イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。 (7) 施設・設備などの配置、緊急時への備えや対応などに着目して、関係機関や地域の人々が事する人々の働きを考え、表現すること。 〔※イの(7)については、社会生活を営む上で大切な法やきまりについて扱うとともに、自分たちにできることなどを考えたり選択・判断したりできるよう配慮すること。〕 (第4学年) (2) 人々の健康や生活環境を支える事業について、学習の問題を追究・解決する活動を通して、よう指導する。 イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。 (1) 処理の仕組みや再利用、県内外の人々の協力などに着目して、廃棄物の処理のためのたす役割を考え、表現すること。 〔※イの(1)については、社会生活を営む上で大切な法やきまりについて扱うとともに、自分たちにできることを考えたり選択・判断したりできるよう配慮すること。〕 (第6学年) (1) 我が国の政治の働きについて、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項を身に付けること。 ア 次のような知識及び技能を身に付けること。 (7) 日本国憲法は国家の理想、天皇の地位、国民としての権利及び義務など国家や国民生の在が我が国の民主政治は日本国憲法の基本的な考え方に基づいていることを理解するととそれその役割を果たしていることを理解すること。 〔※アの(7)については、国会などの議会政治や選挙の意味、国会と内閣と裁判所の三権の役割などを扱うと。その際、イの(7)に関わって、国民としての政治へのて、自分の考えをまとめることができるよう配慮すること。〕 イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。 (7) 日本国憲法の基本的な考え方について、我が国の民主政治を捉え、日本国憲法が国際、裁判所と国民との関わりを考え、表現すること。 (1) 政策の内容や計画から実施までの過程、法令や予算との関わりなどに着目して、国や国民生活における政治の働きを考え、表現すること。

総則	社会科
第6 2 各学校においては、生徒の発達の段階や特性等を踏まえ、指導内容の重点化を図ること。その際、小学校における道徳教育の指導内容を更に発展させ、自立心や自律性を高め、規律ある生活をすること、命を尊重する心や自らの弱さを克服して気高く生きようとする心を育てること、法やきまりの意義に関する理解を深めること、自らの将来の生き方を考え主体的に社会の形成に参画する意欲と態度を養うこと、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛することとともに、他国を尊重すること、国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付けることに留意すること。	(公民的分野) A 私たちと現代社会 (2) 現代社会を捉える枠組み 対立と合意、効率と公正などに着目して、課題を追究したり解決したりする活動を通して、よう指導する。 ア 次のような知識を身に付けること。 (7) 現代社会の見方・考え方の基礎となる枠組みとして、対立と合意、効率と公正などにつ(1) 人間は本来社会的存在であることを基に、個人の尊厳と両性の本質的平等、契約の重要な責任について理解すること。 イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。 (7) 社会生活における物事の決定の仕方、契約を通した個人と社会との関係、きまりの役割表現すること。 B 私たちと経済 (1) 市場の働きと経済 対立と合意、効率と公正、分業と交換、希少性などに着目して、課題を追究したり解決した身に付けることができるよう指導する。 ア 次のような知識を身に付けること。 (1) 勤労の権利と義務、労働組合の意義及び労働基準法の精神について理解すること。 イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。 (1) 社会生活における職業の意義と役割及び雇用と労働条件の改善について多面的・多角的〔※イの(1)の「社会生活における職業の意義と役割及び雇用と労働条件の改善」について、観点から労働保護立法についても触れる。〕 C 私たちと政治 (1) 人間の尊重と日本国憲法の基本的原則 対立と合意、効率と公正、個人の尊重と法の支配、民主主義などに着目して、課題を追究して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 次のような知識を身に付けること。 (7) 人間の尊重についての考え方を、基本的人権を中心で深め、法の意義を理解すること。 (1) 民主的な社会生活を営むためには、法に基づく政治が大切であることを理解すること。 (7) 日本国憲法が基本的人権の尊重、国民主権及び平和主義を基本的原則としていること イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。 (7) 我が国の政治が日本国憲法に基づいて行われていることの意義について多面的・多角的(2) 民主政治と政治参加 対立と合意、効率と公正、個人の尊重と法の支配、民主主義などに着目して、課題を追究して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 次のような知識を身に付けること。 (7) 国民の権利を守り、社会の秩序を維持するために、法に基づく公正な裁判の保障がある〔※(2)のアの(7)の「法に基づく公正な裁判の保障」に関連させて、裁判員制度についてD 私たちと国際社会の諸課題 (1) 世界平和と人類の福祉の増大 対立と合意、効率と公正、協調、持続可能性などに着目して、課題を追究したり解決したりに付けることができるよう指導する。 ア 次のような知識を身に付けること。 (7) 世界平和の実現と人類の福祉の増大のためには、国際協調の観点から、国家間の相互の理解と協力及び国際連合をはじめとする国際機関などの役割が大切であることを理解するを含む。、国家主権、国際連合の働きなど基本的な事項について理解すること。

## 小学校 中学校

を抜粋し、通覧性を重視して掲載したものです。

の社会を形成することに向けた現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を、教科等横断的な視点で育成していくことができるよう、各学

	家庭科	特別の教科 道徳	特別活動
身に付けることができるよう指導	(第5学年及び第6学年) C 消費生活・環境 (1) 物や金銭の使い方と買物 ア 次のような知識及び技能を身に付けること。 (7) 買物の仕組みや消費者の役割が分かり、物や金銭の大切さと計画的な使い方にについて理解すること。 〔※(1)のアの(7)については、売買契約の基礎について触れること。〕	(第1学年及び第2学年) C 主として集団や社会との関わりに関すること 〔規則の尊重〕 約束やきまりを守り、みんなが使う物を大切にすること。 (第3学年及び第4学年) C 主として集団や社会との関わりに関すること 〔規則の尊重〕 約束や社会のきまりの意義を理解し、それらを守ること。 (第5学年及び第6学年) C 主として集団や社会との関わりに関すること 〔規則の尊重〕 約束やきまりの意義を理解した上で進んでそれらを守り、自他の権利を大切にし、義務を果たすこと。	(学級活動) 2 (1) 学級や学校における生活づくりへの参画 ア 学級や学校における生活上の諸問題の解決 学級や学校における生活をよりよくするための課題を見いだし、解決するために話し合い、合意形成を図り、実践すること。 3 (1) 指導に当たっては、各学年階で特に次の事項に配慮すること。 (第1学年及び第2学年) 話合いの進め方に沿って、自分の意見を発表したり、他者の意見をよく聞いたりして、合意形成して実践することのよさを理解すること。基本的な生活習慣や、約束やきまりを守ることの大切さを理解して行動し、生活をよくするための目標を決めて実行すること。
の諸活動を捉え、相互の関連や從地域や自分自身の安全を守るため]			
次の事項を身に付けることができ事業の様子を捉え、その事業が果			
ごみの減量や水を汚さない工夫な]			
付けることができるよう指導する。活の基本を定めていることや、現もに、立法、行政、司法の三権が			
相互の関連、裁判員制度や租税関わり方について多角的に考え]			
民生活に果たす役割や、国会、内地方公共団体の政治の取組を捉え、			

	技術・家庭科	特別の教科 道徳	特別活動
次の事項を身に付けることができ			
いて理解すること。性やそれを守ることの意義及び個			
について多面的・多角的に考察し、			
りする活動を通して、次の事項を			
に考察し、表現すること。では、仕事と生活の調和という]			
したり解決したりする活動を通し			
について理解すること。			
的に考察し、表現すること。			
したり解決したりする活動を通し			
ことについて理解すること。でも触れること。]			
する活動を通して、次の事項を身			
主権の尊重と協力、各国民の相互こと。その際、領土（領海、領空			

## 第1 学校に関すること

所在地 (都道府県は当てはまるものを一つ選択、市区町村は文字で回答)	都道府県： ( ) 市区町村： ( )
設置者種別 (当てはまるものを一つ選択)	1 国立 2 公立 3 私立 4 その他 ( )
教員数 (非常勤を除く。) ※およその数で構いません (半角数字で回答)	( ) 名
学校名 (文字で回答)	( )
回答者の氏名・役職 (文字で回答)	氏名：( ) 役職：( )
回答者の連絡先 (電話番号・メールアドレス) (半角数字・半角アルファベット・記号で回答) ※本調査結果について、回答いただいたメールアドレス宛に案内をお送りする予定です	電話：( ) Mail：( )

## 第2 法教育授業の実施状況について

【問1】法教育（※1）に関する授業を令和6年度にどの程度実施したか（※2）について、当てはまるものを一つ選んでください。

（※1）「小学校学習指導要領（平成29年告示）解説総則編」の付録6「法に関する教育（現代的な諸課題に関する教科横断的な教育内容）」の内容（本調査票2ページ目・3ページ目）も御参照ください。

（※2）下記の（授業実施回数の考え方）を踏まえ、令和6年度中の実施状況について、学年別・教科等の別を単位とした実施回数をお答えください。

（授業の実施回数の考え方）

例1：6年生の社会科の授業と5年生の家庭科の授業で実施した ⇒2回

例2：6年生の社会科の授業で複数回関連する内容を扱った ⇒1回

例3：6年生の社会科の授業と家庭科の授業、特別の教科道徳の授業のそれぞれで実施した ⇒3回

例4：全学年の児童を対象に、特別活動で法教育に関する内容を扱った ⇒6回

1 0回（実施していない） →（問2へ）

2 1～5回 →授業の実施状況に回答してください

3 6～9回 →授業の実施状況に回答してください

4 10回以上 →授業の実施状況に回答してください

## 【授業の実施状況】

貴校で令和6年度に実施した法教育に関する授業について、対象学年、授業を実施した教科等、扱ったテーマのそれぞれについて、該当するものを全て回答してください。

学年 (複数回答可)	1 1年生 2 2年生 3 3年生	4 4年生 5 5年生 6 6年生
教科等 (複数回答可)	1 社会科 2 家庭科 3 特別の教科 道徳	4 特別活動 5 その他 (具体的に： )
テーマ (複数回答可)	1 法やきまり、ルールの必要性・意義 2 契約（ものの貸し借り、売り買い） 3 憲法の意義 4 司法、裁判が果たす役割	5 SNSやインターネット上の問題について 6 多様性を認め合う社会の重要性について 7 その他（具体的に： ）

## 第3 法教育教材の使用状況について

【問2】法務省では、法務省（法教育推進協議会）作成の法教育冊子教材をはじめ、下記イラストに示した各種教材を全国の小学校に配布及び法務省ホームページ等で公開しております（※1）。また、法務省YouTubeチャンネルにおいても視聴覚教材の公開をしています（※2）。

貴校では、令和6年度に法務省（法教育推進協議会）作成の教材を利用して授業を実施しましたか。当てはまるものを一つ選んでください。

（※1）法教育教材については、本調査依頼に同封したリーフレットも御参照ください。

（※2）なお、令和7年4月には、日本一学校を回るお笑いコンビの「オシエルズ」さんと法教育の紹介動画（名付けて「オシエルズが教える法教育」）を作成し、公開しています。

- 1 教材を利用して授業を実施した → (問3へ)
- 2 教材を知っているが利用しなかった → (問4へ)
- 3 教材を知らない → (問5へ)



冊子教材



視聴覚教材

● 小学生向け

視聴覚教材

- 事件の審理等①～③
- 専門家からのメッセージ④

約 25 分  
約 17 分



補助資料等

- 教員用説明資料
- 学習指導案
- ワークシート
- シナリオ教材
- 証拠書類
- スライド資料用データ

▶ 事件の内容

駐車場で被害者の車のドアをカナヅチで何度も叩いて傷を付けて壊した器物損壊の事案





刑事裁判手続を模擬的に体験できる視聴覚教材

## 【問3】（問2で「1 教材を利用して授業を実施した」を選択した学校のみ回答）

利用した教材・題材全てを選択してください。

教材名	題材（利用したことがあるもの全てを選択）
冊子教材 (ルールは誰のもの? ～みんなで考える法教育～)	1 友だち同士のけんかとその解決 2 約束をすること、守ること 3 もめごとの解決ー国民の司法参加・ルールづくりー 4 情報化社会における表現の自由と知る権利ー情報の受け手・送り手としてー
視聴覚教材	5 けんかの解決方法を考えよう！ 6 約束って何だろう？ 7 本当のことって何だろう？ 8 きめきめ王国 9 書き込む前に考えよう！
刑事裁判手続を模擬的に体験できる視聴覚教材	10 事件の審理等 11 専門家からのメッセージ
その他の視聴覚教材	12 法務省 YouTube チャンネルに公開しているその他の教材・法教育に関する動画

## 【問4】（問2で「2 教材を知っているが利用しなかった」を選択した学校のみ回答）

法務省（法教育推進協議会）作成の法教育教材を利用していない理由について、当てはまるもの全てを選択してください。

- 1 教科のねらいを達成することができないから
- 2 児童の興味・関心を引くテーマ・教材ではないから
- 3 教科書に即していないから
- 4 既存の指導書や教科書等で授業を実施することができるから
- 5 このような授業を行う時数の余裕がないから
- 6 このような授業を行うための準備の負担が重いから
- 7 教材が教員の手元に行き渡っていないから
- 8 内容を確認したことがないから
- 9 その他（具体的に：）

## 第4 法教育教材の媒体・題材等について

【問5】法教育に関する学習指導を行うに当たり、あるとよいと思う教材等の媒体（形式）について、当てはまるもの全てを選択してください。

〔冊子教材〕

- 1 紙媒体
- 2 紙媒体のデータを格納した電子媒体（CD, DVDなど）
- 3 ホームページからダウンロードする形式

〔視聴覚教材〕

- 4 動画配信サイト等での配信
- 5 DVDなどインターネットに接続する必要がない（オフラインで使用できる）電子媒体

〔デジタル教材〕

- 6 ICT端末で活用できるデジタル教材

〔その他の媒体等〕

- 7 その他（具体的に：）

問5で「〔デジタル教材〕ICT端末で活用できるデジタル教材」を選択した場合には、どのような教材を希望するか、具体的にお教えてください。

希望する教材のイメージ

【問6】法教育に関する学習指導を行うに当たり、あるとよいと思う教材等のテーマ・題材等について、当てはまるもの全てを選択してください。

- 1 法やきまり、ルールの必要性・意義
- 2 契約（ものの貸し借り、売り買い）
- 3 憲法の意義
- 4 司法、裁判が果たす役割
- 5 SNSやインターネット上の問題について
- 6 多様性を認め合う社会の重要性について
- 7 その他（具体的に：）

## 第5 法律専門家や関係機関との連携状況等について

【問7】法教育に関し、令和6年度に法律家（裁判官、検察官、弁護士、司法書士等）や関係機関（法務省、検察庁、裁判所、弁護士会、司法書士会等）等の外部人材と連携した授業を実施しましたか。当てはまるものを一つ選んでください。

1 外部人材と連携した授業を実施した →連携先・扱ったテーマについて回答してください  
 2 外部人材と連携した授業は実施していない →（問8へ）

### 【連携先・扱ったテーマ】

貴校で法教育に関して実施した外部人材と連携した授業について、連携先、扱ったテーマのそれぞれについて、該当するものを全て回答してください。

連携先 (複数回答可)	1 裁判所（裁判官等） 2 法務省（法務局、刑務所、保護観察所）や検察庁（検察官等） 3 弁護士会（弁護士） 4 司法書士会（司法書士） 5 日本司法支援センター（法テラス） 6 税務署（税務署職員） 7 税理士会（税理士）	8 警察署（警察官） 9 大学の教員 10 法科大学院生・法学部生 11 消費（国民）生活センター 12 その他（例：行政書士会、社会保険労務士会、弁理士会、企業のコンプライアンス担当者等） (具体的に：)
テーマ (複数回答可)	1 法やきまり、ルールの必要性・意義 2 契約（ものの貸し借り、売り買い） 3 憲法の意義 4 司法、裁判が果たす役割	5 SNSやインターネット上の問題について 6 多様性を認め合う社会の重要性について 7 その他（具体的に：）

### 【問8】（問7で「2 外部人材と連携した授業は実施していない」を選択した学校のみ回答）

法律家や関係機関等の外部人材と連携した授業を実施しなかった理由について、当てはまるもの全てを選んでください。

1 連携しなくても、法教育に取り組んでいけると考えるから  
 2 連携先を見つける方法がよく分からないから  
 3 連携によりどのような授業ができるのか分からないから  
 4 連携のための予算がないから  
 5 連携の準備や打ち合わせ、手続などが大変だから  
 6 連携した授業を行う時間がないから  
 7 連携する方の人柄や授業の技量が事前に分からず、不安だから  
 8 以前に連携を試みたが、うまくいかなかったから  
 9 現在連携した授業の実施に向けての準備を進めているところである  
 10 その他（具体的に：）

## 第6 課題認識・意見等について

【問9】法教育を実施するに当たり、課題と感じることはありますか。当てはまるもの全てを選んでください。

- 1 法教育の内容（テーマ）や授業の進め方が分からない
- 2 法教育に十分な時間をとる余裕がない
- 3 法教育に関する良い教材（副教材等）がない
- 4 外部人材と連携する仕組みがない
- 5 特に課題と感じることはない
- 6 その他（具体的に：）

【問10】法教育の取組や教材に対する御意見・御要望等があれば、御自由に御記入ください。また、御記入された御意見等が以下のいずれの項目に関するものかについて、選択してください（複数選択可）。

自由回答（任意）

- 1 法教育全般に関する意見や感想等
- 2 外部人材との連携・出前授業等について
- 3 各教科等・教育課程での位置付けの明確化について
- 4 法教育教材の媒体（形式）について
- 5 法教育教材の内容について
- 6 法教育に関する情報提供の在り方について
- 7 教員向けの研修や啓発について
- 8 その他

調査は以上です。御協力いただき、ありがとうございました。

## 2. 集計表

## 第1 学校に関すること

【所在地（都道府県）】

	度数	パーセント
北海道	35	6.5
青森県	5	0.9
岩手県	8	1.5
宮城県	15	2.8
秋田県	5	0.9
山形県	4	0.7
福島県	11	2.0
茨城県	14	2.6
栃木県	13	2.4
群馬県	10	1.8
埼玉県	25	4.6
千葉県	24	4.4
東京都	34	6.3
神奈川県	17	3.1
新潟県	10	1.8
富山県	4	0.7
石川県	10	1.8
福井県	4	0.7
山梨県	6	1.1
長野県	5	0.9
岐阜県	11	2.0
静岡県	13	2.4
愛知県	34	6.3
三重県	17	3.1
滋賀県	6	1.1
京都府	9	1.7
大阪府	16	3.0
兵庫県	19	3.5
奈良県	3	0.6
和歌山県	8	1.5
鳥取県	2	0.4
島根県	3	0.6
岡山県	12	2.2
広島県	14	2.6
山口県	5	0.9
徳島県	8	1.5
香川県	7	1.3
愛媛県	7	1.3
高知県	4	0.7
福岡県	31	5.7
佐賀県	4	0.7
長崎県	10	1.8
熊本県	8	1.5
大分県	9	1.7
宮崎県	5	0.9
鹿児島県	15	2.8
沖縄県	2	0.4
合計	541	100.0

## 【所在地（市町村人口規模）】

	度数	パーセント
3万人未満	106	19.6
5万人未満	70	12.9
10万人未満	86	15.9
30万人未満	110	20.3
50万人未満	75	13.9
50万人以上	94	17.4
合計	541	100.0

## 【設置者種別】

	度数	パーセント
国立	3	0.6
公立	530	98.0
私立	8	1.5
合計	541	100.0

## 【教員数】

	度数	パーセント
10人以下	59	10.9
11人以上20人以下	199	36.8
21人以上30人以下	162	29.9
31人以上	117	21.6
無回答・無効回答	4	0.7
合計	541	100.0

## 第2 法教育授業の実施状況について

【問1】法教育に関する授業を令和6年度にどの程度実施したかについて、当てはまるものを一つ選んでください。

	度数	パーセント
0回（実施していない）	15	2.8
1～5回	299	55.3
6～9回	100	18.5
10回以上	127	23.5
合計	541	100.0

## 【授業の実施状況】

(学年)

	度数	パーセント
1年生	210	39.9%
2年生	214	40.7%
3年生	233	44.3%
4年生	265	50.4%
5年生	380	72.2%
6年生	518	98.5%
合計	526	

参考資料  
(教科等)

	度数	パーセント
社会科	508	96.6%
家庭科	277	52.7%
特別の教科道徳	320	60.8%
特別活動	238	45.2%
その他	50	9.5%
無回答	1	0.2%
合計	526	

(テーマ)

	度数	パーセント
法やきまり、ルールの必要性・意義	475	90.3%
契約（ものの貸し借り、売り買い）	249	47.3%
憲法の意義	454	86.3%
司法、裁判が果たす役割	433	82.3%
SNSやインターネット上の問題について	392	74.5%
多様性を認め合う社会の重要性について	244	46.4%
その他	16	3.0%
合計	526	

第3 法教育教材の使用状況について

【問2】法務省では、法務省（法教育推進協議会）作成の法教育冊子教材をはじめ、下記イラストに示した各種教材を全国の小学校に配布及び法務省ホームページ等で公開しております。また、法務省YouTubeチャンネルにおいても視聴覚教材の公開をしています。  
貴校では、令和6年度に法務省（法教育推進協議会）作成の教材を利用して授業を実施しましたか。当てはまるものを一つ選んでください。

	度数	パーセント
教材を利用して授業を実施した	22	4.1
教材を知っているが利用しなかった	166	30.7
教材を知らない	352	65.1
無回答	1	0.2
合計	541	100.0

【問3】(問2で「1 教材を利用して授業を実施した」を選択した学校のみ回答)

利用した教材・題材全てを選択してください。

	度数	パーセント
(冊子教材) 友だち同士のけんかとその解決	9	40.9%
(冊子教材) 約束をすること、守ること	11	50.0%
(冊子教材) もめごとの解決－国民の司法参加・ルールづくり－	8	36.4%
(冊子教材) 情報化社会における表現の自由と知る権利－情報の受け手・送り手として－	10	45.5%
(視聴覚教材) けんかの解決方法を考えよう！	5	22.7%
(視聴覚教材) 約束って何だろう？	5	22.7%
(視聴覚教材) 本当のことって何だろう？	4	18.2%
(視聴覚教材) きめきめ王国	3	13.6%
(視聴覚教材) 書き込む前に考えよう！	4	18.2%
(刑事裁判手続を模擬的に体験できる視聴覚教材) 事件の審理等	3	13.6%
(刑事裁判手続を模擬的に体験できる視聴覚教材) 専門家からのメッセージ	1	4.5%
(その他の視聴覚教材) 法務省YouTubeチャンネルに公開している他の教材・法教育に関する動画	8	36.4%
無回答	1	4.5%
合計	22	

## 【問4】(問2で「2 教材を知っているが利用しなかった」を選択した学校のみ回答)

法務省(法教育推進協議会)作成の法教育教材を利用していない理由について、当てはまるもの全てを選択してください。

	度数	パーセント
教科のねらいを達成することができないから	6	3.6%
児童の興味・関心を引くテーマ・教材ではないから	4	2.4%
教科書に即していないから	12	7.2%
既存の指導書や教科書等で授業を実施することができるから	116	69.9%
このような授業を行う時数の余裕がないから	67	40.4%
このような授業を行うための準備の負担が重いから	27	16.3%
教材が教員の手元に行き渡っていないから	32	19.3%
内容を確認したことがないから	14	8.4%
その他	6	3.6%
無回答	1	0.6%
合計	166	

## 第4 法教育教材の媒体・題材等について

【問5】法教育に関する学習指導を行うに当たり、あるとよいと思う教材等の媒体(形式)について、当てはまるもの全てを選択してください。

	度数	パーセント
(冊子教材) 紙媒体	238	44.0%
(冊子教材) 紙媒体のデータを格納した電子媒体(CD, DVDなど)	114	21.1%
(冊子教材) ホームページからダウンロードする形式	238	44.0%
(視聴覚教材) 動画配信サイト等での配信	411	76.0%
(視聴覚教材) DVDなどインターネットに接続する必要がない(オフラインで使用できる)電子媒体	101	18.7%
(デジタル教材) ICT端末で活用できるデジタル教材	305	56.4%
(その他の媒体等) その他	5	0.9%
無回答	3	0.6%
合計	541	

【問6】法教育に関する学習指導を行うに当たり、あるとよいと思う教材等のテーマ・題材等について、当てはまるもの全てを選択してください。

	度数	パーセント
法やきまり、ルールの必要性・意義	446	82.4%
契約(ものの貸し借り、売り買い)	305	56.4%
憲法の意義	297	54.9%
司法、裁判が果たす役割	303	56.0%
SNSやインターネット上の問題について	467	86.3%
多様性を認め合う社会の重要性について	359	66.4%
その他	8	1.5%
無回答	1	0.2%
合計	541	

## 第5 法律専門家や関係機関との連携状況等について

【問7】法教育に関し、令和6年度に法律家(裁判官、検察官、弁護士、司法書士等)や関係機関(法務省、検察庁、裁判所、弁護士会、司法書士会等)等の外部人材と連携した授業を実施しましたか。当てはまるものを一つ選んでください。

	度数	パーセント
外部人材と連携した授業を実施した	189	34.9
外部人材と連携した授業は実施していない	352	65.1
合計	541	100.0

参考資料

【連携先・扱ったテーマ】

(連携先)

	度数	パーセント
裁判所（裁判官等）	8	4.2%
法務省（法務局、刑務所、保護観察所）や検察庁（検察官等）	10	5.3%
弁護士会（弁護士）	34	18.0%
司法書士会（司法書士）	6	3.2%
税務署（税務署職員）	96	50.8%
税理士会（税理士）	41	21.7%
警察署（警察官）	48	25.4%
法科大学院生・法学部生	2	1.1%
消費（国民）生活センター	4	2.1%
その他	37	19.6%
無回答	1	0.5%
合計	189	

(テーマ)

	度数	パーセント
法やきまり、ルールの必要性・意義	117	61.9%
契約（ものの貸し借り、売り買い）	30	15.9%
憲法の意義	28	14.8%
司法、裁判が果たす役割	25	13.2%
SNSやインターネット上の問題について	64	33.9%
多様性を認め合う社会の重要性について	14	7.4%
その他	57	30.2%
無回答	3	1.6%
合計	189	

【問8】（問7で「2 外部人材と連携した授業は実施していない」を選択した学校のみ回答）

法律家や関係機関等の外部人材と連携した授業を実施しなかった理由について、当てはまるもの全てを選んでください。

	度数	パーセント
連携しなくても、法教育に取り組んでいけると考えるから	68	19.3%
連携先を見つける方法がよく分からなかから	149	42.3%
連携によりどのような授業ができるのか分からなかから	124	35.2%
連携のための予算がないから	88	25.0%
連携の準備や打ち合わせ、手続などが大変だから	137	38.9%
連携した授業を行う時間がないから	119	33.8%
連携する方の人柄や授業の技量が事前に分からず、不安だから	55	15.6%
以前に連携を試みたが、うまくいかなかつたから	3	0.9%
現在連携した授業の実施に向けての準備を進めているところである	32	9.1%
その他	12	3.4%
合計	352	

## 第6 問題意識・意見等について

【問9】法教育を実施するに当たり、課題と感じることはありますか。当てはまるもの全てを選んでください。

	応答数	
	度数	パーセント
法教育の内容（テーマ）や授業の進め方が分からない	125	23.1%
法教育に十分な時間をとる余裕がない	304	56.2%
法教育に関する良い教材（副教材等）がない	125	23.1%
外部人材と連携する仕組みがない	183	33.8%
特に課題と感じることはない	105	19.4%
その他	15	2.8%
無回答	2	0.4%
合計	541	

【問10】法教育の取組や教材に対する御意見・御要望等があれば、御自由に御記入ください。また、御記入された御意見等が以下のいずれの項目に関するものかについて、選択してください（複数選択可）。

	応答数	
	度数	パーセント
法教育全般に関する意見や感想等	58	37.2%
外部人材との連携・出前授業等について	63	40.4%
各教科等・教育課程での位置付けの明確化について	40	25.6%
法教育教材の媒体（形式）について	15	9.6%
法教育教材の内容について	32	20.5%
法教育に関する情報提供の在り方について	20	12.8%
教員向けの研修や啓発について	26	16.7%
その他	3	1.9%
合計	156	